

租税特別措置等に係る政策評価の評価書

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月27日策定）及び令和元年度国土交通省事後評価実施計画（平成31年3月28日最終変更）に基づき、令和2年度税制改正要望にあたって、14件の事前評価を実施するとともに、3件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価の評価書一覧

事前評価		ページ
(総合政策局)		
1	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	1
(国土政策局)		
2	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	※ 16
(土地・建設産業局)		
3	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等	27
4	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	※ 37
(都市局)		
5	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	40
6	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	47
7	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	52
(水管理・国土保全局)		
8	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長	※ 57
(住宅局)		
9	マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例措置の創設	65
10	マンションの建替等に関する法律におけるマンション敷地売却事業の対象拡大(老朽化マンションへの拡充)に伴う税制特例措置の拡充	68
11	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長	72
(海事局)		
12	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	76
(港湾局)		
13	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	85
(航空局)		
14	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	90

(注) 他省庁主管の評価書については、末尾に※を示した。

事後評価

ページ

(土地・建設産業局)

- 1 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定
対価に対する課税の見直し 96

(都市局)

- 2 民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置
の拡充 99

(航空局)

- 3 関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度 104

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を講ずる。
		《要望の内容》 上記特例措置について、適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 租税特別措置法施行令 第8条、第 29 条の6、第 39 条の 65 租税特別措置法施行規則 第6条の2、第 20 条の 22、第 22 条の 43 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第7条
5	担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成8年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100) 平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し

		平成 30 年度 延長(償却率 10/100)
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度及び令和3年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保のため、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化等を促進することにより、物流分野における労働力不足等に対応した省労働力型の物流体系を構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 1 条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等 以下の取組等を推進し、2020 年までに物流事業者の労働生産性を 2 割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。 (中略) ・ 今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。</p> <p>○総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)(平成 29 年 7 月 28 日閣議決定) 2. 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(＝見える) (3)付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換 ① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上 ドライバーを輸送業務に特化させるとともに、輸送の回転率を上昇させることにより、時間当たりの生産性や収益性を向上させる必要がある。このため、トラック予約受付システム(中略)の導入(中略)を通じた荷待ち時間・荷役時間の短縮を促進する。</p> <p>3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(＝支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～ (3)物流施設の機能強化</p>

(前略)物流総合効率化法の枠組みも活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点としての効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、トラック予約受付システムの導入やトラック営業所の併設等の物流事業者間の連携を促進することにより、物流の円滑化を図る。併せて、老朽化した物流施設について、更新・高機能化を推進することによって、物流事業者の生産性向上に資するような物流施設の整備を促進する。

- 総合物流施策推進プログラム(平成 31 年3月改定 総合物流施策推進会議)

第2章 今後推進すべき具体的施策

【目標】

(前略)物流事業の労働生産性を将来的に全産業平均並みに引き上げることを目指して、2020 年度までに2割程度向上させる。

3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(=支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～

(3) 物流施設の機能強化

ア) 物流施設を核とした物流の円滑化等の促進

物流総合効率化法の枠組みを活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点として効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、物流施設におけるトラック予約受付システムの導入等の物流事業者間の連携や高機能化を促進する等、物流の円滑化に向けた取組を実施する。

物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約)

【2016 年度 8件 → 2020 年度 150 件】

- 働き方改革実行計画(平成 29 年3月 28 日 働き方改革実現会議決定)

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

(前略)特にトラック運送事業においては、(中略)荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日 閣議決定)

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(2) 働き方改革の推進

(前略)引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務³⁹については、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。

³⁹自動車運送事業については、生産性の向上や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施する。

		<p>5. 重要課題への取組 (2) 科学技術・イノベーションと投資の推進 ② 成長力を強化し支える公的投資の推進 (前略) AI・IoTの活用によるコンテナターミナルの機能強化などの物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を進める。データ、自動運転などの新技術を活用し、生産性向上等の取組を進める。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上等により、物流事業者の労働生産性を向上させる。</p> <p><測定指標> 物流事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>(参考) ・「未来投資戦略 2017」(平成 29 年6月9日閣議決定)では、物流事業者の労働生産性向上の観点から、「総合物流施策大綱」の推進を通じて、「2020 年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。」としている。</p> <p>・「総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)」(平成 29 年7月 28 日閣議決定)に基づく「総合物流施策推進プログラム」(平成 31 年3月改定 総合物流施策推進会議)では、「物流事業者の労働生産性を将来的に全産業平均並みに引き上げることを目指して、2020 年度までに2割程度向上させる。」としている。</p> <p><総合物流施策推進プログラムにおける目標> ・物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2016 年度 8 件 → 2020 年度 150 件】 ※次期プログラム改定時に新たな目標を設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各年度に新設される営業倉庫約 150 棟のうち、2 割の営業倉庫(30 棟)で、荷待ち時間が発生している。物流総合効率化法の認定制度と租税特別措置によるインセンティブにより、毎年度 30 棟の「荷待ちが発生しない倉庫」を整備することにより、各年度に新設される営業倉庫の全てを「荷待ちが発生しない倉庫」として整備することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷待ち時間の削減を図ることができ、省力型の物流体系の構築</p>

			に寄与することができる。																
10	有効性等	①: 適用数	<p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したものの。 2 平成28～30年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を推計。令和1年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和2年度以降は令和1年度と同数を計上)。 3 平成28年度・29年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」によると、前者が適用件数18件、後者が21件となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。) 4 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>《僅少ではないか》 平成30年度の目標値が25件であったのに対して実績は14件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	7	18	14	25	25	25	25
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4												
適用件数	7	18	14	25	25	25	25												
		②: 適用額	<p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>103</td> <td>133</td> <td>113</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したものの。 2 平成28～30年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を推計。令和1年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和2年度以降は、令和1年度の適用額と同数を計上)。 3 平成28年度・29年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」によると、前者が適用額138百万円、後者が172百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用額を推計することができない。) 4 算定根拠については、別紙参照。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	適用額	103	133	113	160	160	160	160
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4												
適用額	103	133	113	160	160	160	160												

		<p>《偏りがいないか》</p> <p>平成 30 年度までの改正物流総合効率化法による認定件数は 66 件であり、このうち、税制特例措置を利用した事業者は 35 者であり、約 53%が本措置を利用していることから、適用額が特定の者に偏っているとは言えない。</p>																																																																
	③ 減収額	<p>《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 488 1390 770"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したもの。 2 平成 28～30 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5 年間)分を累計し、推計。令和 1 年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和 2 年度以降は、令和 1 年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出。) 3 平成 28 年度・29 年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年 2 月国会提出)」によると、前者が適用額 138 百万円、後者が適用額 172 百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年 2 月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない)。 4 算出根拠については、別紙参照。</p>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	法人税	24	31	26	37	37	37	37	法人住民税	3	4	3	3	3	3	3	法人事業税	7	9	8	15	15	15	15	地方法人特別税	3	4	3	0	0	0	0																								
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4																																																											
法人税	24	31	26	37	37	37	37																																																											
法人住民税	3	4	3	3	3	3	3																																																											
法人事業税	7	9	8	15	15	15	15																																																											
地方法人特別税	3	4	3	0	0	0	0																																																											
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)</p> <table border="1" data-bbox="596 1518 1390 2024"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数</td> <td>149</td> <td>148</td> <td>137</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>認定件数(旧法)</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定件数(新法)</td> <td>7</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>認定件数(合計)</td> <td>19</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(旧法)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(新法)</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(合計)</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	新設・増設倉庫棟数	149	148	137	145	145	145	145	認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-	認定件数(新法)	7	32	27	30	30	30	30	認定件数(合計)	19	32	27	30	30	30	30	税制特例措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-	税制特例措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	25	25	25	25	税制特例措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	25	25	25	25
年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4																																																											
新設・増設倉庫棟数	149	148	137	145	145	145	145																																																											
認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-																																																											
認定件数(新法)	7	32	27	30	30	30	30																																																											
認定件数(合計)	19	32	27	30	30	30	30																																																											
税制特例措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-																																																											
税制特例措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	25	25	25	25																																																											
税制特例措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	25	25	25	25																																																											

新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合	13%	22%	20%	21%	21%	21%	21%
新設・増設倉庫棟数に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	5%	12%	10%	17%	17%	17%	17%

(注) 平成 28～30 年度は、実績値(国土交通省調べ)。令和 1 年度は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計(令和 2 年度以降は、令和 1 年度と同数を計上。)

(1) 政策目的の達成状況

平成 28 年に改正した物流総合効率化法により、トラックドライバーの荷待ち時間の削減を図るトラック予約受付システムを要件に追加したことに加え、多様な関係者による幅広い取組みも、認定の対象として広げたことにより、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化が進展してきたところ。さらに、平成 30 年に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を中心に、「宅配ボックスの普及促進」、「ダブル連結トラックの導入促進」等の取組みとともに、本特例措置の適用対象である「トラック予約受付システムの導入促進」の取組みを推進することにより、労働生産性が着実に改善されるなど、一定の成果が表れてきたところ。こうした取組みをさらに推進することにより、政策目的である「省労働力型の物流体系の構築」が実現される。

(2) 達成目標の実現状況

(新設される営業倉庫の 2 割について)

平成 30 年度は目標 27 件に対して実績 27 件であり、前回要望時以降の両年度ともに目標件数に達しており、着実に積みあがっているところ。

(租税特別措置の適用件数 25 件/年度について)

平成 30 年度は目標 25 件に対して実績 14 件である。目標に対して実績が下回った理由としては、「トラック予約受付システム」は、都市部を中心に普及しつつあるものの、地方部では、当該システム以上に「トラック営業所等設置」が選択される傾向があること等が考えられる。

その背景として、

- ・地方部での人手不足が深刻化するなかで、トラックの荷物を受け入れる倉庫側の人手不足により、トラックが搬入した荷物の受け入れや、トラックが搬出する荷物の倉庫側の準備といった庫内作業が追いつかず、予約時間通りに荷卸し等の作業が開始されることに懐疑的であり、その結果、同システムを導入しても十分に利用されないこと

- ・地方部においては、出入りするトラック事業者が比較的限定されており、かつ、用地確保も比較的容易であることから、「トラック営業所等設置」が選択される傾向が高い 等が考えられる。

他方で、トラックドライバー不足が地方において一層深刻化するなかで、複数拠点間を運行する運送事業者からすると、「トラック予約受付システム」により得られる情報に基づき、各拠点ごとの混雑状況を踏まえて、運行計画を策定することにより、輸送の回転率を向上させることが可能となるため、地方部においても、受け入れ倉庫側の人手不足を

		<p>カバーする庫内作業フローの改善に取り組みつつ、同システムを備えた営業倉庫(特定流通業務施設)を整備していく必要があるところ。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、省人化を通じた物流施設の生産性向上に係る取組を支援等するとともに、引き続き、同システムの導入を本措置により支援することで、地方部における特定流通業務施設の整備促進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成28年10月から令和1年7月末現在までに38棟整備することができた。</p> <p>これらの事業者に対して、本措置の効果についてアンケート・ヒアリングを行ったところ、回答のあった30者のうち22者から、本措置がなかった場合、「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は38棟×22/30=28棟と推測される。</p> <p>今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設の整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、令和元年度から令和4年度までの本措置の直接的効果は、毎年度25棟×22/30=18棟と推測される。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本措置により、</p> <p>①輸送フローに係る労働生産性の改善が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進</p> <p>②「トラック予約受付システム」の導入の促進が図られている。</p> <p>特に、「トラック予約受付システム」については、改正物流総合効率化法において初めて要件化され、本措置による支援により、物流業界に本格的な導入が進んだ新しい仕組みである。</p> <p>従来から、営業倉庫におけるトラックの入出庫では、到着順で貨物の積卸しを行うことが一般的な慣行となっている。多くの営業倉庫では、早朝などの一定の時間帯にトラックの到着が集中し、長時間の「荷待ち時間」が発生しており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。</p> <p>「トラック予約受付システム」には、トラックの倉庫への到着予定時刻を事前予約することにより、倉庫に到着する時間を分散化・平準化する効果があるが、これに加えて、「2以上の者の連携」、「特定流通業務施設におけるトラックバース等の不足を解消するための設備」や「荷待ち時間削減目標の設定」等の改正物流総合効率化法の認定要件と一体的に取り組むことにより、特定流通業務施設におけるトラックドライバーの荷待ち時間の削減を図ることができる。</p> <p>本措置の減収額は、令和2年度・3年度ともに、各年度約37百万円を見込んでいる。また、各年度25件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は、年間約1.5百万円、5年間合計で約8百万円となる。</p> <p>一方で、一般的な営業倉庫から「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり13</p>

			<p>百万円～40 百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進されているところである。これにより、同施設におけるトラックの荷待ち時間の削減等を図ることにより、トラックドライバーの長時間労働の改善による労働生産性の向上に寄与するとともに、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流の安定的かつ持続的な確保を図ることができる。</p> <p>以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>① 計画策定費に係る補助(物流総合効率化支援事業)(100 百万円の内数)について予算要求中</p> <p>・本措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定費に係る補助金を活用し、事業への参入の動機付けを行う。</p> <p>② 物流総合効率化法の認定を受けた庫内作業フロー改善に必要な設備投資に係る補助(物流総合効率化支援事業)(100 百万円の内数)、及び物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入に係る補助(自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業)(1,550 百万円)について予算要求中</p> <p>・庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うことで、本特例措置の適用要件であるトラック予約受付システムとの相乗効果により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図る。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。</p> <p>トラックドライバー不足・長時間労働の是正への対応や省労働力型の物流体系の構築は、地方公共団体においても重要な課題であり、対応が必要不可欠である。また、特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工を一体的に行うものであり、多くの地域雇用を創出するため、地域活性化の観点から、整備が必要である。</p>

			以上により、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月 (H29 国交 01)

適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

1. 平成 28 年度

(1) 件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7 件（普通倉庫 5 件、冷蔵倉庫 2 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税 (所得割) = 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

(単年度)

(百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法 (B)						
営業倉庫							23.40%	12.90%	6.70%	43.20%
普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3
冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7
合計	7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0

2. 平成 29 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 12 件、冷蔵倉庫 6 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）

⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
				(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	22,151.0	31	0.033	10%	73.1	17.1	2.2	4.9	2.1
冷蔵倉庫	6	12,465.0	21	0.048	10%	59.8	14.0	1.8	4.0	1.7
合 計	18	34,616.0				132.9	31.1	4.0	8.9	3.8

3. 平成 30 年度

(1) 件数

平成 30 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件（普通倉庫 7 件、冷蔵倉庫 7 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 ＝ 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減 収 額 ＝ 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 ＝ 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
				(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	1.2
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	2.1
合 計	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	3.3

4. 令和 1 年度

(1) 件数

令和 1 年度における税制特例措置の適用対象件数は、20 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和 2 年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 17 件、冷蔵倉庫 8 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 5 年間（平成 26 年度～30 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：25 件 × 68.3% = 17 件

冷蔵倉庫：25 件 × 31.7% = 8 件

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（9.6%）

⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（0%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増償却率	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率	法人住民税 減収額 (E) × 税率	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率
			耐用年数	定額法						
			(A)	(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0
合計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0

5. 令和 2 年度

(1) 件数

令和 1 年度における税制特例措置の適用対象件数は、20 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和 2 年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 17 件、冷蔵倉庫 8 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right)$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去5年間（平成26年度～平成30年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

$$\text{普通倉庫} : 25 \text{ 件} \times 68.3\% = 17 \text{ 件}$$

$$\text{冷蔵倉庫} : 25 \text{ 件} \times 31.7\% = 8 \text{ 件}$$

$$\textcircled{2} \text{ 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} (10\%)$$

$$\textcircled{3} \text{ 減税額} = \text{割増償却額} \times \text{税率} (23.2\%)$$

$$\textcircled{4} \text{ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率} (7.0\%)$$

$$\textcircled{5} \text{ 法人事業税 (所得割)} = \text{割増償却額} \times \text{税率} (9.6\%)$$

$$\textcircled{6} \text{ 地方特別税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率} (0.0\%)$$

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数	定額法						
営業倉庫										
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0
合計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0

6. 令和3年度以降

(1) 件数

令和1年度における税制特例措置の適用対象件数は、20件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和2年度以降は、毎年度25件（普通倉庫17件、冷蔵倉庫8件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

$$\textcircled{7} \text{ 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\ast} \times \text{件数 (見込み)}$$

※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,802 \text{ 百万円} \times 17 \text{ 件} = 30,630 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 1,535 \text{ 百万円} \times 8 \text{ 件} = 12,280 \text{ 百万円} \end{array} \right)$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去5年間（平成26年度～平成30年度）の普

通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：68.3%、冷蔵倉庫：31.7%）を件数見込みに乗じて算出。

普通倉庫：25件 × 68.3% = 17件

冷蔵倉庫：25件 × 31.7% = 8件

⑧ 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

⑨ 減税額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

⑩ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑪ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（9.6%）

⑫ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（0.0%）

(単年度)										
	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫										
普通倉庫	17	30,630.0	31	0.033	10%	101.1	23.5	1.6	9.7	0.0
冷蔵倉庫	8	12,276.6	21	0.048	10%	58.9	13.7	1.0	5.7	0.0
合計	25	42,906.6				160.0	37.1	2.6	15.4	0.0

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 33) (法人住民税、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置。 繰延べ率:譲渡益の80%
		《要望の内容》 法人税:適用期限を1年間延長し、令和3年3月31日までとする。 所得税:適用期限を3か月間延長し、令和3年3月31日までとする。 ※過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)の期限(令和3年3月31日)と同じ適用期限の延長を要望。
		《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7~9、第68条の78~80
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室 国土交通省国土政策局地方振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度~令和2年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 (直近19年間) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長 平成29年度:適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間	法人税:1年間(令和2年4月1日~令和3年3月31日) 所得税:3か月間(令和3年1月1日~令和3年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1)政策目的 過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。

		<p>過疎法では、過疎地域の自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、若年者の流出に直面し、農林水産業の衰退や、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、就業機会の減少など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。</p> <p>特に、過疎地域の市町村の人口の状況を見ると、国勢調査に基づく平成 22 年から平成 27 年までの過疎地域の人口増減率は▲8.1%となっており、東京圏の人口増減率が 1.4%増という結果に比べると、著しく人口減少が進んでいる。</p> <p>これらの課題に対応するためには、過疎地域に民間事業者を誘致する中で、産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることが必要である。</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業立地を促進し、産業の振興等を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき施策であることから、適用期間の延長を要望するものである。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第3条</p> <p>過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>○第4条</p> <p>国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第 29 条</p> <p>過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内に</p>

		<p>ある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日閣議決定)】 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3. 地方創生の推進 (5) 対流促進型国土の形成 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成22年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」 (前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和2年度概算要求における政策体系図 【基本計画(29年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し、安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国は、その目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域への企業誘致等を図る中で産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数 ○目標値： 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に4件以上。 ・根拠: 10①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>民間事業者が過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、当該取得資産を活用した企業活動が行われることで、産業の振興が図られるとともに、一連の経済活動の中で、過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上が図られる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>【適用件数(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:下線を付した年度は推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>適用件数の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。 		件数	平成27年度(実績)	4	平成28年度(実績)	8	平成29年度(実績)	3	平成30年度(推計)	5	令和元年度(推計)	5	令和2年度(推計)	4
	件数																
平成27年度(実績)	4																
平成28年度(実績)	8																
平成29年度(実績)	3																
平成30年度(推計)	5																
令和元年度(推計)	5																
令和2年度(推計)	4																
		② 適用額	<p>【適用額(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>138,825</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>1,319,685</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>778,032</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>745,514</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>947,744</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>823,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額は本特例による損金算入額である。</p> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>適用額の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。平成30年度以降の適用額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。 <p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した</p>		適用額(千円)	平成27年度(実績)	138,825	平成28年度(実績)	1,319,685	平成29年度(実績)	778,032	平成30年度(推計)	745,514	令和元年度(推計)	947,744	令和2年度(推計)	823,763
	適用額(千円)																
平成27年度(実績)	138,825																
平成28年度(実績)	1,319,685																
平成29年度(実績)	778,032																
平成30年度(推計)	745,514																
令和元年度(推計)	947,744																
令和2年度(推計)	823,763																

		<p>場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。</p> <p>また、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」によると、本特例を適用した3件は、製造業、建設業、不動産業であり、特定の業種に偏ってニーズがあるものではない。なお、この傾向は過年度においても概ね同様である。</p>																																															
	<p>③ 減収額</p>	<p>《法人税》</p> <table border="1" data-bbox="596 533 1082 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>33,179</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>308,806</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>182,059</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>172,959</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>219,877</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>191,113</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>減収額は、前述の10②の適用額(損金算入額)に、基本税率(平成27年度:23.9%、平成28年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。</p> <p>《法人住民税、法人事業税》</p> <table border="1" data-bbox="596 1093 1406 1442"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法人住民税</th> <th colspan="2">法人事業税</th> </tr> <tr> <th>事業税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4,736</td> <td>8,079</td> <td>4,557</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>40,373</td> <td>81,573</td> <td>35,240</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>23,486</td> <td>48,081</td> <td>20,771</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>22,865</td> <td>45,911</td> <td>20,189</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>28,908</td> <td>58,522</td> <td>25,400</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>25,086</td> <td>50,838</td> <td>22,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>平成27年度～29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出、平成30年第196回国会提出及び平成31年第198国会提出)による。平成30年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(小数点以下四捨五入。以下同じ。) 令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。 		減収額(千円)	平成27年度(実績)	33,179	平成28年度(実績)	308,806	平成29年度(実績)	182,059	平成30年度(推計)	172,959	令和元年度(推計)	219,877	令和2年度(推計)	191,113	年度	地方税の影響額(千円)			法人住民税	法人事業税		事業税	地方法人特別税	平成27年度	4,736	8,079	4,557	平成28年度	40,373	81,573	35,240	平成29年度	23,486	48,081	20,771	平成30年度	22,865	45,911	20,189	令和元年度	28,908	58,522	25,400	令和2年度	25,086	50,838	22,120
	減収額(千円)																																																
平成27年度(実績)	33,179																																																
平成28年度(実績)	308,806																																																
平成29年度(実績)	182,059																																																
平成30年度(推計)	172,959																																																
令和元年度(推計)	219,877																																																
令和2年度(推計)	191,113																																																
年度	地方税の影響額(千円)																																																
	法人住民税	法人事業税																																															
		事業税	地方法人特別税																																														
平成27年度	4,736	8,079	4,557																																														
平成28年度	40,373	81,573	35,240																																														
平成29年度	23,486	48,081	20,771																																														
平成30年度	22,865	45,911	20,189																																														
令和元年度	28,908	58,522	25,400																																														
令和2年度	25,086	50,838	22,120																																														

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

年度	実績			見込み		目標
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
適用件数	4	8	3	5	5	4

(注) 1 平成 27～29 年度の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年第 198 国会提出)」による。

2 平成 30 年度以降は見込み値。

※推計値の算出方法

・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。)

・令和元年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。

・令和2年度:平成 29 年度～令和元年度(見込み)の3年平均。

○所期の目標の達成状況

前回の事前評価(平成 28 年8月)では、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に過疎地域において本特例を活用した企業立地件数を3件以上と見込んでおり、平成 29 年度の実績が3件となっていることから、所期の目標は達成している。

また、平成 28 年度と平成 29 年度の適用実績額を見ると、それぞれ 13 億 1,968 万円(減収見込額:3億 880 万円)、7億 7,803 万円(同:1億 8,205 万円)となっており、本特例を適用した民間事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により、円滑な資金繰りに寄与するなど、企業経営に相当な好影響があったものと考えられる。

一方で、適用件数が低い状況で推移している現状を踏まえ、過疎地域に所在する 602 事業者にアンケート調査を実施する際には、本特例の概要をまとめた資料を添付し制度の周知を図ったほか、日本税理士会連合会に対しても本特例の周知依頼を行ったところである。

さらに、各種会議等の場や総務省ホームページにおいても、本特例の積極的な活用を促すための周知を行っているところである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例の適用により、過疎地域における企業立地が促進されることで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上につながるものである。

この点、過疎対策室が、過疎地域に所在する約 600 社の事業者に行ったアンケート調査の結果(別紙)によれば、「条件が整えば本特例を活用したい」と考える事業者が一定数存在(39.5%)する。また、本特例を適用することで、

- ・買換え年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる(63.6%)
- ・過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる(40.6%)
- ・過疎地域における雇用の増大につながる(36.8%)
- ・都市部からの企業の移転促進につながる(23.0%)

といった意見が多かったところであり、民間事業者においても本特例の政策的効果や有効性に期待しているものと考えている。

なお、過疎市町村を対象に行った調査では、

- ・ 産業振興を図る上で、事業者に対して過疎地域に立地することの利点を訴える際の強みとなるとともに、産業育成につながる支援策として有効である
- ・ 事業者の施設等の買換え需要を後押しでき、地域経済の活性化につながる

といった回答が得られたところであり、過疎市町村においても、本特例の政策的効果を認識した上で適用期限の延長を要望していることが明らかになったところである。

【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】

実際に本特例措置を活用した事業者を特定し聞き取りを行うことができなかったため、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置（過疎地域における事業用設備等に係る特別償却）を活用した事業者のアンケート調査の結果（別紙2）を基に本特例措置の直接的な効果を推計する。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した事業者のアンケート調査の結果（別紙2）において、当該措置を活用したと回答した事業者は 31 事業者であり、そのうち当該措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは 12 事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは 17 事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは 2 事業者であった。

このうち、「①影響があった」と答えた 12 事業者はその全社が、「②あまり影響はなかった」と答えた 17 事業者のうちの半数（8.5 事業者）が直接的な効果がある事業者（12 事業者＋8.5 事業者＝20.5 事業者）であると考え、それが全事業者数 31 事業者に占める割合 66%（20.5 事業者/31 事業者＝0.66）が当該税制特例措置の直接的な効果と考えることができる。

この割合（66%）を類似する本特例措置の企業立地に対する直接的な効果と考え、過去の適用件数（10①適用数を参照）に乗算することで、平成 27 年度から 29 年度における本特例措置の直接的な効果を推計した（下表のとおり）。

	適用件数 (件)	うち直接的な効果があった とみなされる適用件数 (左欄×0.66)
平成 27 年度	4	3
平成 28 年度	8	5
平成 29 年度	3	2

（注）直接的な効果があったと見なされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。

【本特例措置による将来の直接的な効果の推計】

上記（【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】）と同様に、上記で算出した 66% を過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の適用件数（10①適用数を参照）に乗算すること

で、平成 30 年度から令和2年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。

また、本特例措置の直接的な効果を事後的に把握するため、今後、本特例措置を活用した事業者に聞き取りを行い、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。

	適用件数 (件)	うち直接的な効果があった とみなされる適用件数 (左欄×0.66)
平成 30 年度	5	3
令和元年度	5	3
令和 2 年度	4	3

(注) 直接的な効果があったと見なされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。

○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて

平成 28 年度実績(8件)及び平成 29 年度実績(3件)は、前回要望時(平成 28 年)における見込み(平成 28 年度(1件)、平成 29 年度(1件))を超えており、想定外に僅少であるとは言えない。

過疎地域に所在する事業者に対して行ったアンケート調査の結果(別紙 1)によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、

- ・ 特例の対象となる資産がなかった(52.9%)
- ・ 買換えを行う機会がなかった(35.6%)

ことが主な要因として挙げられたところである。

一方で、今後条件が整えば買換え特例を活用したいと回答した事業者が約4割(39.5%)存在したところであり、一定程度のニーズはあるものと考えている。

○租税特別措置が延長されなかった場合の影響

過疎地域の置かれた厳しい条件の下で、民間企業を過疎地域に誘致するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが必要であり、仮に本特例が延長されない場合には、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失い、結果として、過疎地域における産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上の機会を喪失することになる。

⑤: 税収減を是認する理由等

《税収減を是認するような効果の有無》

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上につながる政策目的があることから、減収を是認する正当な理由がある。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業の過疎地域への立地を税制面から支援することで、産業の振興を図るとともに、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目的として、過疎法が制定された当初から規定されているものである。</p> <p>本特例は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなり、過疎地域の産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すことで、産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上を図る必要性は引き続き存在することから、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなる本特例を継続する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企业を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月【H28 総務 02】	

事業者アンケートの結果の概要 (令和元年7月26日現在)

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（602事業者を抽出）
- ・ 実施時期
令和元年6月6日（木）～
- ・ 送付数（事業所単位）
602
- ・ 回答数（※）
261
- ・ 回答率（※）
43.4%

（※）今後、未回答の事業者が回答を提出する見込みであり、その場合は、集計データを差し替えることがある。

《事業者アンケートの結果》

- 回答のあった261事業者のうち、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例をこれまでに「活用したことがある」と回答した事業者はなかった。ただし、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によれば、
 - ・ 平成27年度4件（適用額1億3,882万円、減収見込額：3,317万円）
 - ・ 平成28年度8件（適用額13億1,968万円、減収見込額：3億880万円）
 - ・ 平成29年度3件（適用額7億7,803万円、減収見込額：1億8,205万円）の実績がある。
- 「活用したことがない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、
 - ・ 特例措置の対象となる資産がなかった（52.9%）
 - ・ 買換えを行う機会がなかった（35.6%）
 - ・ 特例措置を知らなかった（20.2%）
 - ・ 他に有利な制度を適用した（1.1%）という回答が寄せられた。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があるかという問に対し、
 - ・ 買換年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる（63.6%）
 - ・ 過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる（40.6%）
 - ・ 過疎地域における雇用の増大につながる（36.8%）
 - ・ 都市部からの企業の移転促進につながる（23.0%）という回答が寄せられた。
- また、今後、条件が整えば事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいかという問に対し、「活用したい」と回答する事業者が103事業者（39.5%）あり、相当数の制度活用のニーズを確認した。

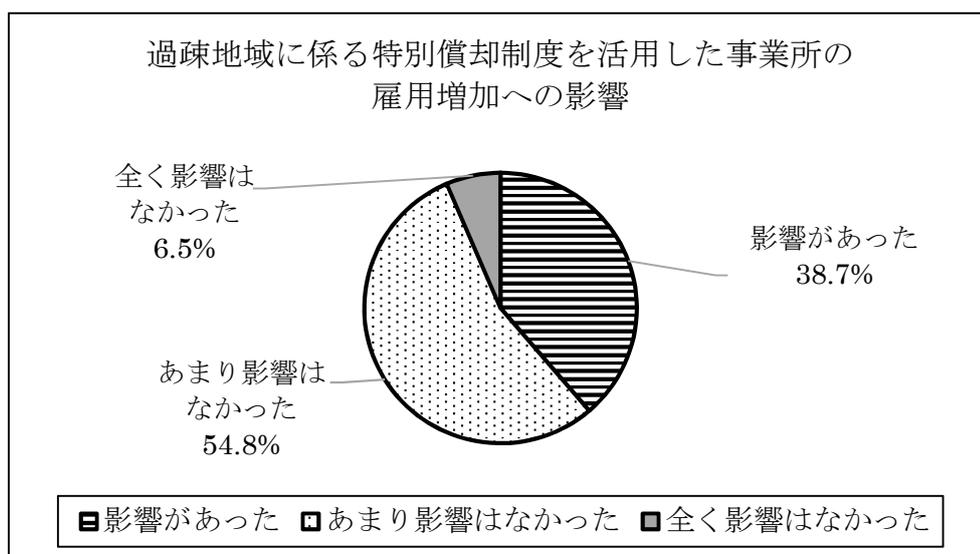
過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した 事業者のアンケート調査の結果

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
- ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 上記のうち、「本特例措置は貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられるか。」という問に対し、
 - ①影響があった : 12 事業者 (38.7%)
 - ②あまり影響はなかった : 17 事業者 (54.8%)
 - ③全く影響はなかった : 2 事業者 (6.5%)という回答があった。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 28)
		②: 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【創設・ 拡充 ・ 延長 】 【 単独 ・ 主管 ・ 共管 】	
4	内容	《現行制度の概要》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 75%・70%))を認める。	
		《要望の内容》 ・適用期限の3年間延長等を行う。(令和5年3月31日まで)	
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の7第1項第7号、第65条の8、第65条の9、第68条の78第1項第7号、第68条の79、第68条の80	
5	担当部局	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課 鉄道局総務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成27年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長・縮減	
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した設備投資需要を喚起することで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってデフレからの完全な脱却と名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。 (鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月 21 日閣議決定)において、「アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させていくこと(略)が、我が国経済が目指すべき最重要目標である」、「デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の基本方針を堅持し、経済の回復基調を持続させ(略)あらゆる政策を総動員し、経済運営に万全を期す」とされ、「人的・物的投資を一層喚起し、生産性を飛躍的に向上させることにより、潜在成長率を引き上げていく」とともに、「成長と分配の好循環の拡大に向け、(略)企業収益を拡大」することを重視して取り組むこととされている。</p> <p>以上より、本特例はデフレからの脱却と経済成長の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿うものである。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>鉄道貨物のモーダルシフトの推進については、温室効果ガス削減のためのパリ協定(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21))に基づき策定される地球温暖化対策計画(平成28年5月)、総合物流施策大綱(平成29年7月閣議決定)、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)に位置づけられている。</p> <p>さらに、総合物流施策大綱(平成29年7月閣議決定)では、モーダルシフトの一層の推進のための取組として、鉄道の輸送力の強化が位置づけられている。</p> <p>○交通政策基本計画(平成 27 年 2 月閣議決定)</p> <p>基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり</p> <p>目標④ さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める</p> <p>(趣旨)</p> <p>我が国の運輸部門の CO2 排出量は、全体の約2割を占めることから、その削減により低炭素社会の実現に資するとともに、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給の脆弱性に鑑み、一層の省エネ化を進める。また、交通分野の大気汚染対策や騒音対策、生態系への配慮など各種の環境対策を推進する。</p> <p><取組内容を今後新たに検討するもの></p> <p>○更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。</p> <p>[53]モーダルシフトに関する指標</p> <p>①鉄道による貨物輸送トンキロ</p> <p>【2012 年度 187 億トンキロ ⇒ 2020 年度 221 億トンキロ】</p> <p>○総合物流施策大綱(2017-2020)(平成 29 年 7 月閣議決定)</p> <p>Ⅲ. 今後の物流政策の方向性と取組</p> <p>4. 災害等のリスク・地球環境問題に対応する持続可能な物流の構築(=備える)</p> <p>(2) 地球環境問題に備える</p> <p>我が国の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、物流分野においてもサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、再配達など非効率となっている部分の削減、物流の効率化・モーダルシフトの推進や、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の促進等を通じて貢献する。このほか、大気汚染等に</p>
--	--	---

		<p>よる環境負荷の低減にも取り組んでいく。</p> <p>○地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定) 第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策</p> <p>海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進 物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。(中略) 鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である大型コンテナや鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコルールマークの推進等により貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>(鉄道関係) 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ＜測定指標＞ ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成25年:15.5万ha→13.1万ha ・法人の長期保有土地の取引件数 平成29年:2.7万件→令和4年:2.8万件 ※従前目標としていた土地取引件数については、特例措置の対象とならない個人の居住用資産等に係る取引についても含まれた数であったことから、達成目標と特例との関係がより明らかとなるよう、政策目的を踏まえた達成目標として、「法人の長期保有土地の取引件数」を新たに設定することとする。</p> <p>(鉄道関係) ＜測定指標＞ ・機関車の新製割合(JR化後新造機関車数/総保有機関車数)を増加させる。 ・令和4年度末までに機関車の新製割合を87%とする。 (前回目標:令和元年度末までに機関車の新製割合を79%とする。) ※本特例措置はモーダルシフトの促進のため、貨物鉄道の老朽車両の更新を促進するために措置されてきており、税制特例の延長のたび、延長要望期間終了時点の車両の新製割合を目標としてきたところ。令和2年度税制改正においては令和5年3月31日までの3年間の</p>

			<p>延長を要望しており、それにあわせ、延長要望期間の終了時点を延長要望期間の終了年度に変更したところ。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係) 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>																		
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>867</td> <td>988</td> <td>832</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実績値(平成27年度～平成29年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)」から引用。鉄道事業における買換分(各年度1件)も含む。</p> <p>(注2) 平成30年度以降は、平成27～平成29年度の適用件数の平均。</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は896件程度と予測していたところ、直近3年間(平成27年～29年)の実績値の平均適用数は896件と見込み通りとなっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>(鉄道関係) (1)実績 平成28年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 平成29年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 平成30年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両</p> <p>(2)今後の見込 令和元年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 令和2年度 1事業者(JR貨物) 3機関車両 令和3年度 1事業者(JR貨物) 1機関車両 令和4年度 1事業者(JR貨物) 2機関車両</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる ※平成28～30年度の実績値は前回評価時の見込みどおりである ※国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。</p>		平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	適用件数 (件)	867	988	832	896	896	896	896	896
	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4													
適用件数 (件)	867	988	832	896	896	896	896	896													

② 適用額	○適用額																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">平成 27</th> <th style="width: 10%;">28</th> <th style="width: 10%;">29</th> <th style="width: 10%;">30</th> <th style="width: 10%;">令和 元</th> <th style="width: 10%;">2</th> <th style="width: 10%;">3</th> <th style="width: 10%;">4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額 (億円)</td> <td style="text-align: center;">3,537</td> <td style="text-align: center;">4,321</td> <td style="text-align: center;">4,080</td> <td style="text-align: center;">3,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実績値(平成27年度～平成29年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)」から引用。</p> <p>(注2) 平成30年度以降は、平成27～平成29年度の損金算入額の平均。</p> <p>(注3) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年2月国会提出)』によれば、本特例は不動産業や製造業など多様な業種の事業者にも活用されており、適用に偏りはない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(1)実績</p> <p>平成28年度 78百万円(売却益:98百万円) 平成29年度 232百万円(売却益:292百万円) 平成30年度 82百万円(売却益:103百万円)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>令和元年度 100百万円(売却益:125百万円) 令和2年度 582百万円(売却益:728百万円) 令和3年度 96百万円(売却益:120百万円) 令和4年度 464百万円(売却益:580百万円)</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる ※平成28～30年度の実績値は前回評価時の見込みどおりである ※特例適用対象の土地売却益に圧縮率0.80を乗じて損金算入額を算出している。</p>		平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	損金算入額 (億円)	3,537	4,321	4,080	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979
	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4											
損金算入額 (億円)	3,537	4,321	4,080	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979											
③ 減収額	○減収額																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">平成 27</th> <th style="width: 10%;">28</th> <th style="width: 10%;">29</th> <th style="width: 10%;">30</th> <th style="width: 10%;">令和 元</th> <th style="width: 10%;">2</th> <th style="width: 10%;">3</th> <th style="width: 10%;">4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (億円)</td> <td style="text-align: center;">668</td> <td style="text-align: center;">883</td> <td style="text-align: center;">805</td> <td style="text-align: center;">785</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 推計方法は、別紙参照。</p> <p>(注2) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(1)実績</p> <p>平成28年度 18百万円 平成29年度 54百万円 平成30年度 19百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>令和元年度 24百万円 令和2年度 135百万円</p>		平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	減収額 (億円)	668	883	805	785	785	785	785	785
	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4											
減収額 (億円)	668	883	805	785	785	785	785	785											

		<p>令和3年度 22 百万円 令和4年度 108 百万円</p> <p>※実績、今後の見込み共に事業者からの聴き取りによる</p> <p>※②適用額の欄に記載の損金算入額に税率(平成 28 年度～23.4%、平成 30 年度～23.2%)を乗じて減収額を算出している。</p>																				
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="595 524 1382 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取引 件数(万件)</td> <td>129</td> <td>129</td> <td>132</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>法人の長期保有土地の 取引件数(万件)</td> <td></td> <td></td> <td>2.7</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>低未利用地面積(万 ha)</td> <td>14.7</td> <td>14.3</td> <td>13.9</td> <td>13.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 土地取引件数の実績値(平成27年～平成30年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。</p> <p>(注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成 25 年の実績値(15.5 万 ha)を基準とし、令和元年度までに目標値(13.1 万 ha)を達成すると仮定し算出した見込みの数値。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取引件数 土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年 以来の景気後退の影響により、114 万件(平成 23 年)まで落ち込んだ ところ、平成 30 年には 131 万件となっており、直近の実績値の推移か らは、前回評価時に目標とした 146 万件(平成 31 年)には到達しない と見込まれるものの、本特例をはじめとした各種施策による下げ止まり について、一定の効果が見られる。 ・低未利用地面積 本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるもので あり、最新の値は前回評価時と同じ平成 25 年度の実績値(15.5 万 ha)であることから、本指標では政策目的の達成状況を測れないため 評価しない。 <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の新製割合は平成 27 年度末 66%から平成 30 年度末 72% となっている。</p> <p>前回要望時において、「令和元年度末までに機関車の新製割合を 概ね 79%」としたところ。現時点の見込では、令和元年度末において、 機関車の新製割合が 75%となる見込みである。</p> <p>これは下記の要因から、やむを得ず機関車更新のスケジュールが 後ろ倒しとなっているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が相次いで発生。 ・貨車については老朽時に延命措置を施し使用することは構造上、安 		平成 27	28	29	30	土地取引 件数(万件)	129	129	132	131	法人の長期保有土地の 取引件数(万件)			2.7	2.7	低未利用地面積(万 ha)	14.7	14.3	13.9	13.5
	平成 27	28	29	30																		
土地取引 件数(万件)	129	129	132	131																		
法人の長期保有土地の 取引件数(万件)			2.7	2.7																		
低未利用地面積(万 ha)	14.7	14.3	13.9	13.5																		

		<p>全上困難であり、新造せざるを得ないことから、機関車よりも貨車の更新に注力してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフトの担い手として、鉄道コンテナ輸送のサービスアップを目的とし、コンテナ容積を拡大するため、従来よりも高さを増した背高コンテナに統一する必要があった。国鉄時代からの貨車のまま背高コンテナを搭載すると車両限界に抵触することから、国鉄時代の貨車更新が急務であった。このため、限られた投資費用の中で、機関車よりも貨車の更新に注力してきた。 ・貨物機関車を製造するメーカーにおいて、鉄道車両製造部門が赤字不採算であることから撤退の危機が生じており、これを回避するために、以前とは異なる製造スケジュール等になった。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例により、企業が長期間保有する土地等を処分して新たな事業用資産を取得するインセンティブが生まれることで、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用等が促進され、達成目標の実現に寄与する。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>本特例措置の対象となる両数は10有効性等①適用数の(2)今後の見込において記載の通り、令和元年度から令和4年度までの4年間で7両分、機関車の更新が促進され、その結果、令和4年度末における機関車の新製割合87%を達成する見込み。なお、本特例措置が延長されない場合は、機関車の新製割合は85%に留まる見込みである。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成28年度:883億円、平成29年度:805億円、平成30年度:795億円)および今後の見込み(795億円)に比して大きいと見られ、税収減を是認することができる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(分析対象期間:平成28年度～令和4年度)</p> <p>課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。</p> <p>平成28年度から平成30年度に合計で91百万円の減税実績があり、令和元年度から令和4年度に合計で289百万円の減税が見込まれており、この額に土地の売却益(2,046百万円)を加えた金額分、新製機関車の購入原資が増加することとなる。これはJR貨物が新しい機関車をより積極的に導入するための十分なインセンティブになり、もって鉄道輸送力の強化及びモーダルシフトの推進に資するため、税収減</p>

			<p>を是認するに足る効果が認められる。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、企業の生産性向上等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的の実現のための手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講じることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の導入には多額の資金が必要であり、本特例措置により課税を繰り延べることで、キャッシュフローを確保し、モーダルシフトに資する機関車への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 国交 04)

減収見込額の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等
----	-------------------------------------

(平年度ベース) 減収見込額 785億円

(積算根拠)

・前記のとおり、7号買換えによる直近の減収額は、

平成27年度：668億円 平成28年度：883億円 平成29年度：805億円

・平成30年度以降の減収額は、平成27年度・28年度・29年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み： $(668億円 + 883億円 + 805億円) \div 3 \approx 785億円$

(鉄道関係) 平年度減収見込額 88百万円

(積算根拠)

【令和2年度】土地売却予定額：728百万円

買換資産取得予定額：3,554百万円(11両)

令和2年度減税見込額＝土地売却予定額×圧縮額×23.2%

＝728百万円×0.80×23.2%＝135百万円

【令和3年度】土地売却予定額：120百万円

買換資産取得予定額：3,231百万円(10両)

令和3年度減税見込額＝土地売却予定額×圧縮額×23.2%

＝120百万円×0.80×23.2%＝22百万円

【令和4年度】土地売却予定額：580百万円

買換資産取得予定額：5,585百万円(17両)

令和4年度減税見込額＝土地売却予定額×圧縮額×23.2%

＝580百万円×0.80×23.2%＝108百万円

【平年度減税額】

$(135百万円 + 22百万円 + 108百万円) \div 3カ年度 = 88百万円$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 34) 法人住民税: 義(地方税 37)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外 個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 公募投資信託等の投資資産の配当に対する、国内外での二重課税を排除するため、国税については、国内の源泉所得税から外国税の支払い分を控除することが認められている。
		《要望の内容》 投資法人にCFC税制が適用される場合においても、二重課税とならないよう調整措置を講じるよう求めるもの。 また、地方税については当該措置が講じられていないことから、必要な対応を検討すること。
		《関係条項》 所得税法第176条3項、法人税法第69条の2、租税特別措置法第67条の15、租税特別措置法第9条の3の2、地方税法第23条1項4号、地方税法第71条の27等
5	担当部局	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: -
7	創設年度及び改正経緯	・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 公募投資信託等の投資資産の配当に対する、国内外での二重課税を排除し、海外不動産の取得に係る環境を整備することで、市場の拡大及びインフラの整備の促進を図る。
		《政策目的の根拠》 「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－(平成29年6月9日閣議決定)」において2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する旨記載。 (抜粋) 「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点

			<p>から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p> <p>※一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについては、平成 29 年度に実施済み。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p><測定指標></p> <p>2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増</p> <p>公募投資信託等の投資資産の配当に対する、国内外の二重課税を排除し、市場の機能強化、インフラの整備の促進を図ることにより、「未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」に掲げられている「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増する」を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により国際的二重課税を排除することにより、海外不動産投資への促進効果を生じ、目標実現に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払いがある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	外国税の支払いがある投資家に適用が見込まれる。
		③ 減収額	内外二重課税を解消するため、国税については平成 30 年度税制改正において外国税を控除する仕組み(CFCを除く)が措置され、令和 2 年 1 月に施行される予定。本特例措置は、施行に併せ、投資法人に CFC 税制が適用される場合においても二重課税とならないように措置を講じるとともに、国税と連動する地方税の課税標準の計算方法を見直すものであることから、減収にはならないと考える。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>リート等の資産総額の推移は以下の通り。</p> <p>平成 29 年 3 月末 : 20.1 兆</p> <p>平成 30 年 3 月末 : 22.0 兆</p> <p>平成 31 年 3 月末 : 24.2 兆</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、国内外の二重課税を排除することで、市場の拡大、インフラの整備の促進を図ることができる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	二重課税調整措置の方法を見直すものであり、実質的な減収額は生じないと考える。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性	二重課税の調整方法を見直すものであり、他の政策手段が無いことから、租税特別措置等によることが妥当である。

		等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

側租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 所得税：外、法人税：義（国税 8）
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等^{*1}内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象：既成市街地等^{*1}の区域内で工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）として使用されている建物又は土地等^{*2}で所有期間が10年を超えるもの</p> <p>買換対象：土地等^{*2}、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等^{*3}及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの（農林業は市街化区域以外）</p> <p>ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部 *2…土地又は土地の上に存する権利 *3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域（名古屋市の一部を除く）</p> <p>《要望の内容》</p> <p>措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・所得税：令和5年12月31日まで ・法人税：令和5年3月31日まで</p> <p>《関係条項》</p> <p>（所得税）第37条第1項の表の第1号 （法人税）第65条の7第1項の表の第1号</p>
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：令和元年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	（主な改廃履歴）

		<p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長（条件変更）</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長（条件変更）</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長（条件変更）</p> <p>平成26年度 3年延長 （条件変更：4号廃止、5号を縮減し1号に統合）</p> <p>平成29年度 3年延長</p>
8	適用又は延長期間	<p>3年間</p> <p>（所得税）令和3年1月1日 から 令和5年12月31日まで</p> <p>（法人税）令和2年4月1日 から 令和5年3月31日まで</p>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 三大都市圏の都心への人口・産業の過度な集中による外部不経済（環境の悪化・交通混雑等）が発生している既成市街地等において、その弊害の排除及び解消を目指し、三大都市圏の秩序ある発展を図ることを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百二十九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和三十九年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標：7 都市再生・地域再生の推進 施策目標：25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <測定指標> 市街化区域等内における環境の悪化等の外部不経済の解消状況を把握するため、公害発生密度※¹を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された※²平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値（4.0件／年・km²）まで低減することとする。</p> <p>※1 市街化区域等内の公害発生密度（件／年・km²） = 公害苦情調査（公害等調整委員会）等による市街化区域等内の公害苦情件数／都市計画現況調査（国土交通省都市局）による市街化区域等面積〔市街化区域等：市街化区域及び用途地域〕</p> <p>※2 国土計画制度の再編の中で、三大都市圏では既成市街地等における産業及び人口の過度の集中といった課題に対応する必要があることから、首都圏整備計画等を創設し、現行の三大都市圏制度を措置したもの。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は個人又は事業者に対し、既成市街地等における過度な集中により外部不経済をもたらす工場等を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、政策区域において産業及び人口の適正配置を推進し、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に寄与する。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>（所得税）</p> <p>平成26年度 59 件 平成27年度 68 件 平成28年度 75 件 平成29年度 72 件 平成30年度 99 件 令和元年度 60 件（見込み） 令和2年度 63 件（見込み） 令和3年度 63 件（見込み） 令和4年度 63 件（見込み）</p> <p>（法人税）</p> <p>平成26年度 62 件 平成27年度 48 件 平成28年度 63 件 平成29年度 53 件 平成30年度 107 件 令和元年度 63 件（見込み） 令和2年度 66 件（見込み） 令和3年度 66 件（見込み） 令和4年度 66 件（見込み）</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「対象自治</p>

		<p>体へのアンケート調査結果」をもとに算出。なお、平成 26 年度に制度を大きく見直したため、平成 26 年度以降の数値を記載している。</p> <p>※算出方法 適用件数は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。 また、令和元年度の見込みについては、平成 29 年度から平成 30 年度実績の平均値から算出し、令和2年度の見込みについては、平成 30 年度から令和元年度実績の平均値から算出。 令和2年度以降の見込みについては、令和2年度の見込みと同程度の適用件数を見込んでいる。</p>																																																						
	<p>② 適用額</p>	<p>(所得税)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>5,361 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>6,234 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>6,876 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>5,361 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>2,292 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>9,841 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>5,964 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>6,262 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>6,262 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>5,633 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>6,601 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>5,776 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>1,925 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>10,636 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>6,262 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>6,560 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>6,560 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>6,560 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「対象自治体へのアンケート調査結果」をもとに算出。なお、平成 26 年度に制度を大きく見直したため、平成 26 年度以降の数値を記載している</p> <p>※算出方法 適用額は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。 また、令和元年度の見込みについては、平成 29 年度から平成 30 年度実績件数の平均値から算出し、令和2年度の見込みについては、平成 30 年度から令和元年度実績件数の平均値から算出。 令和2年度以降の見込みについては、令和2年度の見込みと同程度の適用額を見込んでいる。</p>	平成 26 年度	5,361 百万円		平成 27 年度	6,234 百万円		平成 28 年度	6,876 百万円		平成 29 年度	5,361 百万円		平成 30 年度	2,292 百万円	(見込み)	令和元年度	9,841 百万円	(見込み)	令和 2 年度	5,964 百万円	(見込み)	令和 3 年度	6,262 百万円	(見込み)	令和 4 年度	6,262 百万円	(見込み)	平成 26 年度	5,633 百万円		平成 27 年度	6,601 百万円		平成 28 年度	5,776 百万円		平成 29 年度	1,925 百万円		平成 30 年度	10,636 百万円	(見込み)	令和元年度	6,262 百万円	(見込み)	令和 2 年度	6,560 百万円	(見込み)	令和 3 年度	6,560 百万円	(見込み)	令和 4 年度	6,560 百万円	(見込み)
平成 26 年度	5,361 百万円																																																							
平成 27 年度	6,234 百万円																																																							
平成 28 年度	6,876 百万円																																																							
平成 29 年度	5,361 百万円																																																							
平成 30 年度	2,292 百万円	(見込み)																																																						
令和元年度	9,841 百万円	(見込み)																																																						
令和 2 年度	5,964 百万円	(見込み)																																																						
令和 3 年度	6,262 百万円	(見込み)																																																						
令和 4 年度	6,262 百万円	(見込み)																																																						
平成 26 年度	5,633 百万円																																																							
平成 27 年度	6,601 百万円																																																							
平成 28 年度	5,776 百万円																																																							
平成 29 年度	1,925 百万円																																																							
平成 30 年度	10,636 百万円	(見込み)																																																						
令和元年度	6,262 百万円	(見込み)																																																						
令和 2 年度	6,560 百万円	(見込み)																																																						
令和 3 年度	6,560 百万円	(見込み)																																																						
令和 4 年度	6,560 百万円	(見込み)																																																						

	<p>③：減収額</p>	<p>(所得税)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>804 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>935 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>1,031 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>507 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>307 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>895 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>939 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>939 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>939 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 26 年度</td><td>1,436 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>1,578 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>1,734 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>519 百万円</td><td></td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>1,637 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>1,465 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>1,522 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>1,522 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>1,522 百万円</td><td>(見込み)</td></tr> </table> <p>※各年度の減収見込額は以下のとおり算出している。 減収見込額＝適用件数※1×1件あたりの適用額※2×税率※3 ※1…政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。 ※2…平成 29 年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率(「日本の統計(総務省HP)」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している。平成 30 年度以降の地価は平成 30 年度と同水準と仮定した。 ※3…所得税は 15%で算出。法人税は、23.2%で算出。</p>	平成 26 年度	804 百万円		平成 27 年度	935 百万円		平成 28 年度	1,031 百万円		平成 29 年度	507 百万円		平成 30 年度	307 百万円	(見込み)	令和元年度	895 百万円	(見込み)	令和 2 年度	939 百万円	(見込み)	令和 3 年度	939 百万円	(見込み)	令和 4 年度	939 百万円	(見込み)	平成 26 年度	1,436 百万円		平成 27 年度	1,578 百万円		平成 28 年度	1,734 百万円		平成 29 年度	519 百万円		平成 30 年度	1,637 百万円	(見込み)	令和元年度	1,465 百万円	(見込み)	令和 2 年度	1,522 百万円	(見込み)	令和 3 年度	1,522 百万円	(見込み)	令和 4 年度	1,522 百万円	(見込み)
平成 26 年度	804 百万円																																																							
平成 27 年度	935 百万円																																																							
平成 28 年度	1,031 百万円																																																							
平成 29 年度	507 百万円																																																							
平成 30 年度	307 百万円	(見込み)																																																						
令和元年度	895 百万円	(見込み)																																																						
令和 2 年度	939 百万円	(見込み)																																																						
令和 3 年度	939 百万円	(見込み)																																																						
令和 4 年度	939 百万円	(見込み)																																																						
平成 26 年度	1,436 百万円																																																							
平成 27 年度	1,578 百万円																																																							
平成 28 年度	1,734 百万円																																																							
平成 29 年度	519 百万円																																																							
平成 30 年度	1,637 百万円	(見込み)																																																						
令和元年度	1,465 百万円	(見込み)																																																						
令和 2 年度	1,522 百万円	(見込み)																																																						
令和 3 年度	1,522 百万円	(見込み)																																																						
令和 4 年度	1,522 百万円	(見込み)																																																						
	<p>④：効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>表のとおり、既成市街地等における市街化区域等内の公害発生密度は、平成 18 年度以降、約 0.2 件/年・km²のペースで低減してきているところ。近年は好景気により鈍化傾向と考えられるが、今後は環状道路や工業団地などインフラの整備効果が一層期待されるため、これらとあわせて本特例措置を活用し工場等の移転を更に促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画等の期間中(令和7年度まで)の目標達成が可能と考えている。</p>																																																						

表 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km²)の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
既成市街地等(東京特別区・名古屋市・大阪市)の平均値	8.3	7.6	7.0	7.0	7.0	7.1
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	7.1	6.9	6.9	6.6	6.1	6.4

出典: 公害苦情統計調査(東京都)、大阪市環境白書(大阪市)、名古屋市環境白書(名古屋市)、都市計画現況調査(国土交通省都市局)

○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況

達成目標の変更理由

三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。具体的には、経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。としておりましたが、過疎化が進んでいる地域もあり、増減率が上回るのは定量的な説明が難しいことから変更した。

増加率 +H25年を100 とする	従業者数				事業所数				
	年度	H24	H25	H26	H29	H24	H25	H26	H29
近郊整備地帯等 及び都市開発区 域		99.8	100	101	103	98.2	100	102	108
全国		101	100	99.4	101	97.2	100	100	106
(参考)既成市街 地等		103	100	97.4	94.9	97.9	100	96.9	90.9

事業所数等の増減

資料: 工業統計表「市区町村編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)

*グラフにH27年実績がない理由として、H27年実績についての調査は、調査形式が異なっているH27年実績についての調査「経済センサス - 活動調査の製造業に関する集計表」で公表されている表の中には、H26年実績についての調査においてグラフの元データとして引用している表と同様の条件(製造業、市町村別、従業者4人以上の事業所についての事業者数/事業所数)の表が存在しません。したがって、H26実績と比較可能なH27年実績のグラフを作成することができません。

			<p>また、グラフに H28 年実績がない理由として、製造業従業者数および製造業事業所数は H28 年実績ではなく、H29 年 6 月 1 日の実績となります。したがって、H26 実績と比較できる H28 年実績のグラフを作成することができず、H29 年実績を記載しております。</p> <p>所期の目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の従業者数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国の増加率よりも高く、既成市街地等における人口・産業の過度の集中を防止し、効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編が一定程度進捗している。 ・事業所数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国よりもやや低い値となっているが、規模の大きい事業所に限れば目標を達成している。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税の繰延べ措置により、資産の買換え等に伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換え等による設備投資等が実現され、公害発生密度の低減に寄与し、交通混雑・環境の悪化等の外部不経済を解消している。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	課税の繰延べ措置により、資産の買換え等に伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換え等による設備投資等の実現に寄与している。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価：平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税：外、法人税：義（国税 9）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》 個人又は法人が、都市機能誘導区域の外において所有する事業用資産を譲渡し、認定誘導事業者により都市機能誘導区域内において施行される民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買換える場合、譲渡資産の譲渡益の80%について、課税を繰り延べる。</p> <p>《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長する。 ・所得税：令和5年12月31日まで ・法人税：令和5年3月31日まで</p> <p>《関係条項》 （所得税）第37条第1項の表 （法人税）第65条の7第1項の表 第68条の78第1項の表</p>	
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成26年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	（改廃履歴） 平成26年度 創設 平成29年度 延長	
8	適用又は延長期間	3年間 （所得税）令和2年12月31日から令和5年12月31日まで （法人税）令和2年3月31日から令和5年3月31日まで	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再生の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ※成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度改革的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日閣議決定）（※抜粋） ※6. 次世代インフラ(2)新たに講ずべき具体的施策 ⑤都市の競争力の向上 コンパクト・プラス・ネットワークの取組を加速するため、立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制などの措置を検討し、2020年</p>

		<p>中に所要の制度的措置を講ずる。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（※抜粋） 第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 （2）主要分野ごとの改革の取組 ②社会資本整備（基本的な考え方） 人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域を支える高速交通ネットワークの早期整備・活用や地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）（※抜粋） V. 各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。 （4）コンパクト・プラス・ネットワークの本格的推進等コンパクト・プラス・ネットワークについては、「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じ、都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク構築に向けた取組の省庁横断的な支援、モデル的な取組の横展開を行うほか、コンパクトシティ政策の強化、「都市のスポンジ化」対策の取組促進等を図る。さらに、AI、IoT などの新技術やビッグデータといった先進的技術、官民データをまちづくりに取り入れ、都市や地域の課題解決を加速化させていく「スマートシティ」や、離島における「スマートアイランド」などの取組を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備促進を図る。</p> <p><測定指標> 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が計画策定時と比較し増加している市町村数を令和 6 年までに 100 市町村とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された立地適正化計画に位置付けられた誘導施設が増加している市町村数の上昇に寄与するものである。</p>

10	有効性等	①: 適用数	<p>平成 26 年 (創設) 0 件 平成 27 年 0 件 平成 28 年 0 件 平成 29 年 0 件 平成 30 年 0 件 令和元年 0 件 (見込み) 令和 2 年 2 件 (見込み) 令和 3 年 2 件 (見込み) 令和 4 年 未集計</p> <p>※令和 2 年度税制改正要望に係るアンケート調査に係る民間事業者の回答により発掘。 令和 4 年については、令和元年度に行ったアンケートでは土地取得を伴う具体的な計画は把握できないため、未集計とする。</p>
		②: 適用額	<p>平成 26 年 (創設) 0 百万円 平成 27 年 0 百万円 平成 28 年 0 百万円 平成 29 年 0 百万円 平成 30 年 0 百万円 令和元年 0 百万円 (見込み) 令和 2 年 2,270 百万円 (見込み) 令和 3 年 2,270 百万円 (見込み) 令和 4 年 未集計</p> <p>※令和 2 年度税制改正要望に係るアンケート調査に係る民間事業者の回答により発掘。 算定根拠 「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」と同等規模での買換え特例が措置されると仮定し、「市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置」の平成 27～29 年度の適用額の実績から、1 件あたりの損金算入額の平均値を求める。 適用件数 : 15 件 全適用額合計 : 17,022 百万円 1 件あたり : 1,135 百万円 1,135 百万円 × 2 件 : 2,270 百万円 令和 4 年については、令和元年度に行ったアンケートでは土地取得を伴う具体的な計画は把握できないため、未集計とする。</p>
		③: 減収額	<p>平成 26 年 (創設) 0 百万円 平成 27 年 0 百万円 平成 28 年 0 百万円 平成 29 年 0 百万円 令和元年 0 百万円 (見込み) 令和 2 年 526 百万円 (見込み) 令和 3 年 526 百万円 (見込み) 令和 4 年 未集計</p> <p>※令和 2 年度税制改正要望に係るアンケート調査により発掘。 算定根拠 1 件あたりの損金算入額の平均値 × *税率 (23.2%) × 適用見込件数により、 1,134.8 百万円 × 0.232 × 2 件/年 ≒ 526.4 百万円 ≒ 526 百万円 *法人課税に関する基本的な資料 (財務省出典) より、23.2%とする。 令和 4 年については、令和元年度に行ったアンケートでは土地取得を伴う具体的な計画は把握できないため、未集計とする。</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>コンパクトシティの推進に関する業績指標としては、これまで「都市機能集積率」を使用していた。これは人口10万人以上の各都市の市域全体の延床面積に占める主要な拠点地域の延床面積の割合を算出したもので、都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標としては有効であったが、他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめているため、今回より立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、都市機能誘導区域内に立地する民間事業者により整備された当該施設数が増加している市町村数を2025年までに100市町村とする。</p> <p>当該租税特別措置は、創設以来適用実績が無いものの、民間事業者が事業資産の移転を行う場合、都市部と比較し地価・アクセス性・一定規模の用地確保等の面で有利な郊外部を事業者が選択する事は経済的に合理的であり、対策を講じない状態においては、都市機能は無秩序に配置される。このため、都市機能の計画的な配置にあたっては、民間事業者に対し移転のインセンティブを与える必要があり、課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段であり当該措置は必要である。一方、当該措置について、創設から約5年程度経過しているにも関わらず、適用実績が無い理由については、本税制は創設から約5年程度経過しているが、市町村が立地適正化計画の検討を開始し、また、事業化にあたって地元、関係部局等の調整・協議等を含め策定に至るまでには一定の期間（約2～4年程度）を要するところ、民間事業者が本税制の適用の前提となる誘導施設等整備事業の認定を受けるためには、立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域内における誘導施設等を整備する事業であることが要件となっていることがある。また、民間事業者は事業化に向けての本格的な検討を開始し、事前調査、基本設計、各関係機関・地元調整等を行い、工事着工までも一定の期間を要し、さらに工事期間として、着工から竣工までも一定の期間を要する。従って、本税制の適用対象となる認定誘導事業による誘導施設の整備が竣工されるまでは、市町村が立地適正化計画の検討を開始し、策定してからさらに相応の時間（数年単位かかる）を要するものである。</p> <p>しかしながら、立地適正化計画を策定した市町村数は、制度が創設された平成26年の年度末時点で0団体だったものが、平成27年末時点で1団体、平成28年度末時点で100団体、平成29年度末時点で142団体、平成30年度末時点で231団体と着実に増加し、現在では263団体（令和元年6月30日時点）にまで達しており、民間事業者が誘導施設の整備事業に取り組むための前提条件は整いつつある。</p> <p>現に、平成29年には、立地適正化計画に基づく2件の誘導施設等整備事業が認定され、また、今回の延長要望期間中においても現時点で立地適正化計画に基づく4件の事業の認定が見込まれているところである。今後、認定誘導事業の増加により誘導施設への買換えが進むことが想定され、コンパクト・プラス・ネットワークの一層の推進を図るためにも、都市機能誘導区域内への都市機能の集約に直接的な効果を発揮する本税制の延長が必要である。</p>
--	-------	---

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段である。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずること、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地を図ることが可能となることから、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。なお、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価:平成 28 年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 10)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%)	
		《要望の内容》 措置の適用期限を3年間延長する。 ・所得税: 令和5年 12月 31日まで ・法人税: 令和5年3月 31日まで	
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7第1項表5、第 68 条の 78 第1項表5	
5	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年 8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23、29 年度 適用期限の延長 平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成 23 年度 認定再開発事業を除外 平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加	
8	適用又は延長期間	3年間 ・所得税: 令和3年1月1日～令和5年 12月 31日 ・法人税: 令和2年4月1日～令和5年3月 31日	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。 《政策目的の根拠》 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 123 条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3. 地方創生の推進 (1)東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 「中枢中核都市等に民間投資を呼び込むため、都市再生を力強く進める。」

		<p>(コンパクトシティの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 <ul style="list-style-type: none"> 2. 経済・財政一体改革の推進等 <ul style="list-style-type: none"> (2)主要分野ごとの改革の取組 <ul style="list-style-type: none"> ②社会資本整備 (基本的な考え方) 「人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域を支える高速交通ネットワークの早期整備・活用や地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。」 (密集市街地の解消) <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 5. 重要課題への取組 <ul style="list-style-type: none"> (7)暮らしの安全・安心 <ul style="list-style-type: none"> ①防災・減災と国土強靱化 「安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。」 ・住生活基本計画(平成 28 年3月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 目標と基本的な施策 <ul style="list-style-type: none"> 目標8 住宅地の魅力の維持・向上 「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」 「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向上を図る」 ・国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 国土強靱化の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (個別施策分野の推進方針) <ul style="list-style-type: none"> (2)住宅・都市 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(中略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ実施する」
--	--	---

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 61 都市機能更新率 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 43 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <測定指標> ・都市機能更新率 平成 30 年度 42.5% → 令和5年度 44.5% ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 平成 30 年度 3,149ha → 令和2年度までに概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。</p> <p>※コンパクトシティの推進に関する業績指標としては、これまで「都市機能集積率」を使用していた。これは人口10万人以上の各都市の市域全体の延床面積に占める主要な拠点地域の延床面積の割合を算出したもので、都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標としては有効であったが、他に類似している指標が存在する等の理由から平成 28 年度より算出を取りやめているため、今回より、居住の集約を通じたコンパクトシティの推進に資する都市中心部での高度利用の状況をより直接的に示す都市機能更新率を使用することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消が図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>(過年度の適用数) 平成 27 年度: 3件 平成 28 年度: 5件 平成 29 年度: 7件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 ※前回要望時の所期の想定では、平成 27 年度から 29 年度の期間中の適用数を 33 件程度と見込んでおり、民間事業者の経営上の判断等により同期間中 15 件の実績となったが、政策目的の実現に着実に寄与している。平成 24 年度から 26 年度の適用数も 15 件であり、想定外に僅少ではない。</p> <p>(延長要望期間中における1年度あたりの適用見込み数) 令和2年度: 5件 令和3年度: 5件 令和4年度: 5件</p>

		<p>本特例措置の延長要望期間中、5件／年(平成 27～平成 29 年度の平均適用件数)程度の適用が見込まれる。</p>
②	適用額	<p>(過年度の適用額) 平成 27 年度:約 327 百万円 平成 28 年度:約 548 百万円 平成 29 年度:約 16,147 百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>(延長要望期間中における1年度あたりの適用見込み額) 令和2年度:約 5,674 百万円 令和3年度:約 5,674 百万円 令和4年度:約 5,674 百万円 本特例措置の延長要望期間中、約 5,674 百万円／年(平成 27～平成 29 年度の平均適用額)程度の適用が見込まれる。</p>
③	減収額	<p>(算定根拠) 適用額 × 法人税率(年度により変動) = 減収額</p> <p>(過年度の減収額) 平成 27 年度:約 327 百万円 × 0.239 = 約 78 百万円 平成 28 年度:約 548 百万円 × 0.234 = 約 128 百万円 平成 29 年度:約 16,147 百万円 × 0.234 = 約 3,778 百万円</p> <p>(延長要望期間中における1年度あたりの減収見込み額) 令和2年度:約 1,316 百万円 令和3年度:約 1,316 百万円 令和4年度:約 1,316 百万円 適用見込み額 × 税率(23.2%) により、 約 5,674 百万円 × 0.232 ≒ 約 1,316 百万円 が減収見込み額となる。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能更新率 平成 27 年度に 40.9%であった都市機能更新率が平成 30 年度には 42.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによって「土地の高度利用と都市機能の更新」及び「コンパクトシティの推進」という政策目的の達成に向けた効果が現れている。本指標については令和5年度に 44.5%とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。 ・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 平成 27 年度に 4,435ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成 30 年度には 3,149ha と減少しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については令和2年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能更新率 <p>本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、土地の高度利用と都市機能の更新、コンパクトシティの推進に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 <p>本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、密集市街地の解消に資する。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本措置等により市街地再開発事業が推進されることで、都市構造の改善、コンパクトシティの推進、密集市街地の解消を通じ地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、市街地再開発事業1地区あたり約300億円の建設等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業の推進による効果と措置の適用による減収額とを比較すると、租税減を是認できるものと考えられる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税36) (法人住民税、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>1. 中長期的な計画に基づく省エネ投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)上の事業者クラス分け評価制度(※1)において直近2年度で連続してSクラス評価を受けた特定事業者等(※2)が、中長期計画書に記載された設備等を平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>2. 連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者が、認定を受けた連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画に記載された設備等を平成30年12月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>※1 事業者クラス分け評価制度とは、省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするもの。 ※2 特定事業者等とは、省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する加盟者をいう。</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するため、再生可能エネルギー設備等を新たに取得して事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制優遇を講じる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>【省エネルギー】 適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。</p>

		<p>【再生可能エネルギー】 適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 【省エネルギー】 所得税(租税特別措置法第10条の2) (同法施行令第5条の4) (同法施行規則第5条の7) 法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10) (同法施行令第27条の5、第39条の40) (同法施行規則第20条の2)</p> <p>【再生可能エネルギー】 所得税(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号) (同法施行令第5条の8第1項及び第2項) 法人税(第43条第1項の表の第1号、第68条の16第1項の表の第1号) (同法施行令第28条第1項及び第2項、同法施行令第39条の49第1項及び第2項)</p>
5	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成30年度から令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【省エネルギー】 「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p>

		<p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と固定価格買取制度（以下、FIT 制度）による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月 経済産業省 決定） 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを実施することによって、2030 年度のエネルギー需要を 326 百万 kl 程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 閣議 決定） 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組（スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等）、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 閣議 決定） ・長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月 決定）
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で 2030 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通しを実現する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>2030 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体：22～24%程度(2,366～2,515 億kWh) 太陽光：7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力：1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱：1.0～1.1%程度(約 140～155 万 kW、102～113 億kWh) 水力：8.8～9.2%程度(約 4,874～4,931 万 kW、939～981 億kWh) バイオマス：3.7～4.6%程度(約 602～728 万 kW、394～490 億kWh)</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばである。また、事業者単体による省エネが限界に近づいていることから、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>このような中、平成 30 年 4 月に工場等判断基準を改正して、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すとともに、平成 30 年 12 月に施行された改正省エネ法において、連携省エネルギー計画の認定制度を創設し、規制的措置の中で省エネを促進する環境整備を行っている。</p> <p>また、平成 30 年度の省エネ法改正により「認定管理統括事業者制度」が創設されたため、本税制の対象として、「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」を、省エネ法の規制対象事業者に新たに追加する。</p> <p>省エネ法の規制対象事業者等に対して、①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資について、税優遇措置を延長することによってその実施を強力に促進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高く、また事業リスクが高いことが課題である。本税制措置により、事業リスクが特に高いことにより導入が遅れている再生可能エネルギー源について、設備導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが可能である。</p>																				
10 有効性等	① 適用数	<p>【省エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="598 1411 1348 1512"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>35</td> <td>437</td> <td>437</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法></p> <p>平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和 3 年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="598 1724 1348 1825"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>36</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法></p> <p>FIT 制度の認定を受けて平成 30 年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計し、適用割合は資源エネルギー庁調査から 38.5%(※)として算出。</p>	年度 区分	平成 30	令和元年	令和 2	令和 3	法人税	35	437	437	437	年度 区分	平成 30	令和元年	令和 2	令和 3	適用件数	36	40	40	40
年度 区分	平成 30	令和元年	令和 2	令和 3																		
法人税	35	437	437	437																		
年度 区分	平成 30	令和元年	令和 2	令和 3																		
適用件数	36	40	40	40																		

		<p>(※)平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(66%)の3者の合計)。</p> <p>参照:平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>																														
②: 適用額	<p>【省エネルギー】 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>7,858.</td> <td>12,201</td> <td>8,797</td> <td>8,797</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 適用額は、調達価格算定委員会等からシステム費用の想定値を採用し、上記適用数に係る特別償却利用限度額を算出。</p>	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	法人税	32	410.3	410.3	410.3	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	適用額	7,858.	12,201	8,797	8,797											
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	32	410.3	410.3	410.3																												
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
適用額	7,858.	12,201	8,797	8,797																												
③: 減収額	<p>【省エネルギー】 ○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2.2</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.7</td> <td>20.7</td> <td>20.7</td> <td>20.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1,807</td> <td>2,806</td> <td>2,023</td> <td>2,023</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 減収額は、上記適用額に法人税率 23%を乗じた金額を算出。</p>	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	法人税	2.2	28.7	28.7	28.7	法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0	法人事業税	1.7	20.7	20.7	20.7	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	法人税	1,807	2,806	2,023	2,023	
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	2.2	28.7	28.7	28.7																												
法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0																												
法人事業税	1.7	20.7	20.7	20.7																												
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	1,807	2,806	2,023	2,023																												
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【省エネルギー】 ○平成 29 年時点における、各部門の省エネルギー量(原油換算) 産業部門: 239 万 kl 業務部門: 253 万 kl 運輸部門: 362 万 kl</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030 年度に 22~24%) (出典:総合エネルギー統計(確報値))</p>																															

※()内は水力を除く数値

2013年度 10.9%(3.5%)
2014年度 12.5%(4.6%)
2015年度 14.3%(5.9%)
2016年度 14.6%(7.0%)
2017年度 16.0%(8.1%)

○所期の目標の達成状況

再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 16%(水力を除いて 8.1%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【省エネルギー】

(単位:万kl)

年度	平成 30	令和元年	令和2	令和3
区分				
省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5

<試算方法>

平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。

【再生可能エネルギー】

当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。

再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する。

(※)平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)

⑤: 税収減を是認する理由等

【省エネルギー】

省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。

省エネ余地が少なくなる中、平成 30 年 7 月に提出された中長期計画書に記載された投資計画は、前年度比 3%程度減少しているものの、2年連続してSクラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については 10%程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件がでてきており、本税制による投資促進効果がある。

【再生可能エネルギー】

			<p>再生可能エネルギー発電設備や付帯設備、メンテナンス高度化設備の導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネ設備投資については、設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資より長くなる。そのため、事業者の優先度が相対的に低下する省エネ投資に租税優遇措置を設けることは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>本制度は再エネの主力電源化に資する「先進的な要件」を満たす設備投資を対象としたものであり、適用者数は一定数に限られるものの、今後導入数が増加すると見込まれ、かつ、レジリエンス対策につながる非常用電源として活用可能な発電設備や付帯設備を対象としており、一定の公益性を有することから措置内容は妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業は、省エネポテンシャルが大きい中小企業等を中心に支援しているが、本要望の中長期的な計画に基づく省エネ投資では、対象事業者を全てに相当程度省エネに取り組んでいる事業者を対象としている。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力的に促進する必要がある。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資</p>

		<p>産税)</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものを除く) <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 2/3(1/2～5/6) 20kW 未満 3/4(7/12～11/12) ・中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 2/3(1/2～5/6) 5,000kW 未満 1/2(1/3～2/3) ・地熱発電設備、 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 1/2(1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・バイオマス発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1 万 kW 以上 2/3(1/2～5/6) 1 万 kW 未満 1/2(1/3～2/3) <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上記の括弧書の間で設定)。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>【省エネルギー】</p> <p>本税制により、事業者の省エネ設備への投資を促進することにより、地域の経済の活性化に資する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月 H29 国交 8

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	マンションの敷地分割の円滑化のための税制特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 12) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税 6)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 マンションの敷地分割の円滑化に関する事業の新設に伴い、事業に係る法人税、法人住民税、法人事業税等の非課税措置を新設する。
		《関係条項》 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)第2条第6号・第7条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第44条、第139条
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 団地型マンションの敷地分割を円滑化することにより、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化し、耐震性不足により要除却認定を受けたマンションや、放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンションのストック解消を図ることで、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 要除却認定を受けたマンションや老朽化マンションのストック解消を促進する。</p> <p>〈測定指標〉 マンションの建替え等の件数:325件(平成30年度)→約410件(令和3年度) ※住生活基本計画で設定している目標値【約500件(令和7年度)】をもとに設定</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後さらなる老朽化マンションの急増に対応するため、大規模な団地型マンションの敷地分割の円滑化により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化してマンションの建替え等の件数を向上させることで、耐震性不足により要除却認定を受けたマンションや、放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>【適用数見込み】 令和元年度 0件 令和2年度 0件 令和3年度 3件(精査中)</p> <p>※これまで取り組みが進みにくい状況にあったマンションの敷地分割を円滑に推進するため、令和2年度に新設する敷地分割に関する事業実施の誘導策として本特例措置を新設することから、本特例措置の適用は令和3年度以降となる予定であり、令和元年度・令和2年度の適用見込みはない。 ※令和3年度については、マンション建替え事業に関連するもの2件、マンション敷地売却事業に関連するもの1件をマンション建替え事業及びマンション敷地売却事業の実績から想定し、計上</p>
		④ 適用額	<p>【適用額見込み】 令和元年度から令和3年度(見込み) 0百万円</p> <p>※これまで取り組みが進みにくい状況にあったマンションの敷地分割を円滑に推進するため、令和2年度に新設する敷地分割に関する事業実施の誘導策として本特例措置を新設することから、本特例措置の適用は令和3年度以降となる予定であり、令和元年度・令和2年度の適用見込みはない。 ※令和3年度についても、マンションの敷地分割の施行者である組合による敷地等の取得価格と譲渡価格はほぼ同額で、譲渡益はほぼ生じないことから、減収額は見込まれない。</p>
		⑤ 減収額	<p>マンションの敷地分割の施行者である組合による敷地等の取得価格と譲渡価格はほぼ同額で、譲渡益はほぼ生じないことから、減収額は見込まれない。</p>

		⑥: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 〈マンションの建替え等の件数の見込み〉 325件(平成30年度)→ 約410件(令和3年度)</p> <p>本措置の適用額は、マンションの敷地分割の施行者である組合において敷地等の譲渡益がほぼ生じないことから、令和元年度から令和3年度にかけて0の見込みであるものの、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、組合の構成員ともなる区分所有者の費用負担の問題であり、本措置による資金面での支援の存在は、区分所有者の費用面での心理的ハードルを下げ、組合設立及び事業実施の合意形成を促進する上で有効かつ重要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 耐震性不足により要除却認定を受けたマンションのストック解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化することで、マンションの建替え等の件数の向上に寄与する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>老朽化マンションのストック数は急増しており、建替え等事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最大の阻害要因となる。</p> <p>本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係わる建替え等事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替え等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠である。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>施行者である組合への支援措置である本特例は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置としては租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは転出する個人・法人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は組合の収益に係る税制特例であり、個人・法人の区分所有者の費用負担を軽減する税制特例とは対象が異なっている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		マンションの建替え等の円滑化に関する法律におけるマンション敷地売却事業の対象拡大(老朽化マンションへの拡充)に伴う税制特例措置の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 13) 法人住民税、法人事業税:義(地方税 8)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 マンション建替事業及び敷地売却事業の事業組合の非収益事業所得等に対し法人税等を非課税とする。
			《要望の内容》 マンションの敷地売却事業の対象を一定の基準を満たした老朽化マンションについても拡充する措置の拡充を行う。
			《関係条項》 法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)第2条第6号・第7号 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第44条、第139条
5	担当部局		国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		平成14年度 新設 平成26年度 拡充
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 マンション敷地売却事業により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化し、耐震性不足により要除却認定を受けたマンションや、放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンションのストック解消を図ることで、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 要除却認定を受けたマンションや老朽化マンションのストック解消を促進する。</p> <p>〈測定指標〉 マンションの建替え等の件数:325件(平成30年度)→約410件(令和3年度) ※住生活基本計画で設定している目標値【約500件(令和7年度)】をもとに設定 マンション敷地売却事業の件数 平成30年度:1件→令和3年度:2件</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後さらなる老朽化マンションの急増に対応するため、現行のマンション敷地売却事業の拡充により、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化してマンションの建替え等の件数及びマンション敷地売却事業の件数を向上させることで、耐震性不足により要除却認定を受けたマンションや、放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>【過去の適用実績(マンション建替事業)(組合設立認可)】 平成28年度 8件 平成29年度 14件 平成30年度 4件</p> <p>【過去の適用実績(マンション敷地売却事業)(組合設立認可)】 平成28年度 1件 平成29年度 0件 平成30年度 1件</p> <p>【将来の推計(マンション建替事業)】 令和元年度 8件(精査中) 令和2年度 8件(精査中) 令和3年度 8件(精査中)</p> <p>【将来の推計(マンション敷地売却事業)】 令和元年度 1件(精査中) 令和2年度 1件(精査中) 令和3年度 2件(精査中)</p> <p>※将来の推計値は過去3年間の平均値を採用 ※マンション敷地売却制度の拡充により令和3年度1件程度増の見込み</p>
		④ 適用額	<p>【過去の実績】 平成28年度から平成30年度 0百万円</p> <p>【将来の推計】 令和元年から令和3年度(見込み) 0百万円</p> <p>マンション建替え法に基づくマンション敷地売却組合による建物敷地の取得価格と買受人への譲渡価格はほぼ同額で、譲渡益はほぼ生じないことから、減収額は見込まれない。</p>

		⑤: 減収額	マンション建替え法に基づくマンション敷地売却組合による建物敷地の取得価格と買受人への譲渡価格はほぼ同額で、譲渡益はほぼ生じないことから、減収額は見込まれない。
		⑥: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○所期の目標の達成状況 〈マンションの建替え等の件数〉 約 250 件(平成 26 年度)→ 325 件(平成 30 年度)</p> <p>マンションの建替え等の件数は、平成 26 年度に約 250 件であったものが、平成 30 年度に 325 件と約 75 件増加しており、令和 7 年度の目標値約 500 件に対し、着実に実績を積み上げているところ。なお、本措置の適用額は、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合において建物敷地の譲渡益がほぼ生じないことから、令和元年度から令和 3 年度にかけて 0 の見込みであるものの、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、敷地売却組合の構成員ともなる区分所有者の費用負担の問題であり本措置による資金面での支援の存在は、区分所有者の費用面での心理的ハードルを下げ、組合設立及び事業実施の合意形成を促進する上で有効かつ重要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>耐震性不足により要除却認定を受けたマンションのストック解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化することで、マンションの建替え等の件数の向上に寄与している。</p> <p>また、敷地売却事業の適用範囲を一定の基準を満たした老朽化マンションにも拡大することで、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等をさらに円滑化し、マンション敷地売却事業の件数を向上させる。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>老朽化マンションのストック数は急増しており、建替え等事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最大の阻害要因となる。</p> <p>本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係わる建替え等事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体の保護に寄与するものであり、租税減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替え等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠である。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>施行者である組合への支援措置である本特例は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置としては租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは転出する個人・法人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は組合の収益に係る税制特例であり、個人・法人の区</p>

		分所有者の費用負担を軽減する税制特例とは対象が異なっている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 7 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 14)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人又は法人が、所有する事業用資産を耐火建築物などを建築するために譲渡し、防災街区整備事業による防災施設建築物の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡価額のうち買換資産の取得価額を限度に、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。 ・譲渡資産に係る要件について、平成30年の建築基準法の改正によって、「耐火建築物」又は「準耐火建築物」と同等以上の延焼防止性能を有する建築物が位置付けられたこと等を踏まえて、拡充を行う。 <p>(要件の見直し)</p> <p>耐火建築物 → 耐火建築物等 準耐火建築物 → 準耐火建築物等</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第65条の7、第65条の9、第68条の78、第68条の80</p>
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長 平成26年 縮減・延長 平成29年 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)」において延焼危険性や避難困難性の指標を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することが位置づけられているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」においては、木造密集市街地の改善を進めることが位置づけられている。</p>

			<p>さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」の一環として、「地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策」が位置づけられており、2018年度(平成30年度)～2020年度(令和2年度)の3年間で、耐火性能の低い建築物の除却、建替の促進等の取組を進めているところ。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 ……水害等災害による被害の軽減 施策目標11 ……住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消する。</p> <p><測定指標> 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成30年度末3,149ヘクタール)について、令和2年度までに概ね解消することを目指す。【住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)】</p> <p>※ 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地震時等に著しく危険な密集市街地においては、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の発生の可能性又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難であると認められることから、同市街地を解消することは、都市の安全性の向上に寄与するものである。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>【適用実績】 平成27年度:34件 平成28年度:31件 平成29年度:42件</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 ※前回評価(平成28年)時の適用見込み(7件/年度)に対し、適用実績は大幅に上回っており、適用数が僅少とはなっていない。</p> <p>【将来推計】 令和2年度:4件 令和3年度:5件 令和4年度:5件</p> <p>※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計。</p>
		② 適用額	<p>【適用額】 平成27年度:8,765百万円 平成28年度:7,180百万円 平成29年度:3,055百万円</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p>

		<p>【将来推計】</p> <p>令和2年度：63 百万円 令和3年度：79 百万円 令和4年度：79 百万円</p> <p>※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計。</p>
	③ 減収額	<p>【減収額】</p> <p>平成 27 年度：1,682 百万円 平成 28 年度：1,347 百万円 平成 29 年度：580 百万円</p> <p>【将来推計】</p> <p>令和2年度：12 百万円 令和3年度：15 百万円 令和4年度：15 百万円</p> <p>※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街区整備事業から推計。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向上に寄与している。</p> <p>また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向上にも寄与している。</p> <p>その結果、地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成 30 年度末時点で概ね解消には至っていないものの、その面積は 3,149 ヘクタールとなり、平成 27 年の 4,450 ヘクタールから3割弱が解消され、取組は着実に進んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。</p>
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地が存する地域では、道路等の整備等と沿道建築物の不燃化や共同建替による不燃化、老朽木造建築物の除却等の対策が実施されており、確実な進捗が見られるが、そのなかには、公共施設の整備の遅れや権利関係が輻輳している等の隘路を抱えている地域も存在する。本特例をはじめとした関連施策によって防災街区整備事業を推進し、これらの地域のより一層の整備改善が進むことは都市の安全性の向上に資するため、租税減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少ないことから、政策目的実現のため的手段として適切である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、施行者に対して防災施設建築物の整備等に要する費用の一部を支援するものである。一方、本特例は、事業の成立に不可欠である保留床の処分の円滑化を図るため、事業参加者の負担を軽減する唯一の措置であることから、明確な役割分担ができています。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(平成29年度税制改正要望時)【国交 22】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法等に定める環境負荷低減に資する設備を有する船舶を取得した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第37条～第37条の4、第65条の7～9、第66条の6 ・同法施行令第25条、第39条の7、第39条の14～20 ・同法施行規則第18条の5、第22条の11
5	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成26年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 平成17年度 拡充(内航海運業に係る参入規制: 許可制→登録制) 平成18年度 延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成23年度 延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加) 平成26年度 延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加) 平成29年度 延長(2,000トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) (トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外)
8	適用又は延長期間	3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して代替を促進することにより、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷低減を実現することを目的とする。 (内航) 多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活

		<p>用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> (内航) ・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	(外航) 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する (内航) 政策目標:3 地球環境の保全 施策目標:9 地球温暖化防止等の環境保全
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) 日本商船隊の船隊規模の維持・整備、CO2及び NOxの削減 <測定指標> ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定

		<p>的な国際海上輸送を確保することとし、平成 29 年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である 10%を元に、その輸送比率を維持する。</p> <p>船舶の環境性能向上</p> <p>＜測定指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:令和2年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年度比で21%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)。令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する。 ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 <p>(内航)</p> <p>船舶の環境性能向上、船舶の代替取得の促進</p> <p>＜測定指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2:令和4年度までに内航海運からのCO2排出量年間9万トン削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を図る。 ・NOx:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船等から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>																														
10	有効性等 ① 適用数	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。 <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="596 1720 1407 2018"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 〈適用者数〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>1 〈1〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> <td>0 〈0〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉</td> <td>15 〈13〉</td> <td>16 〈15〉</td> <td>13 〈9〉</td> <td>7 〈5〉</td> <td>9 〈5〉</td> <td>12 〈9〉</td> <td>12 〈9〉</td> <td>12 〈9〉</td> <td>12 〈9〉</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	外航日本船舶 〈適用者数〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	1 〈1〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	15 〈13〉	16 〈15〉	13 〈9〉	7 〈5〉	9 〈5〉	12 〈9〉	12 〈9〉	12 〈9〉	12 〈9〉
年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																							
外航日本船舶 〈適用者数〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	1 〈1〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉																							
外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉	15 〈13〉	16 〈15〉	13 〈9〉	7 〈5〉	9 〈5〉	12 〈9〉	12 〈9〉	12 〈9〉	12 〈9〉																							

※ 平成 30 年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握
 ※ 令和元年度以降については過去の実績(直近5年間(H26～H30)の平均)をもとに推計
 ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象
 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28 年度 17 隻、H29 年度 17 隻、H30 年度 17 隻であり、実績値は H28 年度 13 隻、H29 年度 7 隻、H30 年度 9 隻であるが、船舶の取得数は外航海運事業者の船舶の建造サイクル等により変動することから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。

(内航)

【適用隻数】

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航船舶 (適用者数)	13 (13)	21 (21)	18 (15)	16 (16)	11 (10)	16 (16)	16 (16)	16 (16)	16 (16)

※平成 30 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
 ※令和元年度以降については、過去 5 年間(H26～H30)の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に算出。
 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28 年度 14 隻、H29 年度 14 隻、H30 年度 16 隻であるところ、実績値は H28 年度 18 隻、H29 年度 16 隻、H30 年度 11 隻であり、想定外に僅少とはなっていない。

② 適用額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【適用額】

(単位:百万円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
外航日本船舶	0	0	0	822	0	0	0	0	0
外航日本船舶 以外の船舶	13,856	17,977	12,440	5,974	10,860	12,221	12,221	12,221	12,221

※ 平成 30 年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握
 ※ 令和元年度以降については過去の実績(直近5年間平均(H26～H30))をもとに推計。

- ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象
- ※ 適用者数が少数となっている年度もあり、1社あたりの適用額の割合が高くなることもあるが、特定の者のみが適用者となる偏りはない。

(内航)

【適用額】

(単位:百万円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航船舶	1,456	3,533	2,032	3,025	942	2,224	2,224	2,224	2,224

- ※平成30年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
- ※令和元年度以降については、過去5年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計
- ※過去5年間における適用金額の上位者の大半が毎年入れ替わっていることから、本租税特例措置の利用者が特定の者へ偏っている状況ではないと思料。

③ 減収額

- ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【減収額】

(単位:百万円)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
外航日本船舶	0	0	0	192	0	0	0	0	0
外航日本船舶 以外の船舶	3,533	4,297	2,911	1,398	2,520	2,835	2,835	2,835	2,835

- ※平成30年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握
- ※令和元年度以降については、「令和元年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出
- ※政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象

(内航)

【減収実績及び見込み】

(単位:百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航船舶	371	844	475	708	219	516	516	516	516

※平成 30 年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
 ※令和元年度以降については、「令和元年度以降の適用見込み額×法人税率(23.2%)」により算出

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 (外航)
 ○達成目標の実現状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
CO2削減(%)	10	11	15	17	19	20	22	-	-
NOx削減(%)	25	25	23	26	22	22	22	22	22
輸送比率(%)	9.8	9.8	9.2	8.6	8.7	10.0	10.0	10.0	10.0

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの
 ※輸送比率については、各年度において以下により算出

$$\text{輸送比率} = \text{我が国商船隊の輸送量(注1)} / \text{世界の海上荷動き量(注2)}$$

(注1) 事業者からの法令に基づき報告により把握
 (注2) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」

※令和元年度から令和4年度の数値については目標値(但し、CO2の数値については予測値)

○所期の目標の実現状況
【平成 30 年度】
 ・CO2削減: 日本商船隊からの CO2排出量を 19%削減し目標達成(平成 16 年度比)。
 ・NOx 削減: 新造船について目標値である 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。
 ・輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値が 10%であるところ、平成 30 年度においては 8.7%であったが、日本商船隊の輸送量については、横ばいとなっている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。
 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、
 (1) 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。
 (2) 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

(内航)

○達成目標の実現状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
区分					
<CO2削減量 (t-CO2)> (省エネに資する 船舶(隻))	44,129 (41)	90,290 (67)	56,745 (53)	102,834 (45)	50,153 (35)
NOx 削減(%)	22	22	22	22	22
	R1	R2	R3	R4	
	90,000 (70)	90,000 (70)	90,000 (70)	90,000 (70)	
	22	22	22	22	

※事業者へのアンケート調査等に基づき算出

※令和元年度から令和4年度の数値については目標値

○所期の目標の実現状況

【平成 30 年度】

①省エネ化、CO2・NOx排出削減

(1)CO2削減:年間約9万トンの削減(省エネに資する船舶を年間70隻程度普及)を行うことが目標値であるところ、平成26年度～平成30年度の平均で68,830トンのCO2削減(年間48隻)であった。

(2)NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減(平成22年度比)が目標値であるところ、平成30年度時点においては22%削減の目標を達成している。

②船舶の代替取得の促進

年間代替取得隻数を14隻以上とすることが目標値であるところ、平成26年度～平成30年度の平均は16隻であり、目標を達成している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船は、平成29年度で16隻、平成30年度で11隻導入され、平成29年度は約1.2万トン、平成30年度は約0.3万トンのCO2削減がなされた。

前回要望時の「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする」という目標に対して、平成29年度は目標を達成している。平成30年度の取得隻数は11隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。

		<p>⑤: 税込減を是認する理由等</p>	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・整備を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である10%の確保が可能となる。また、NOx削減率についても、新造船について目標値である22%削減の実現に寄与していることから、税込減を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減も促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能や安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。</p> <p>本租税特別措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>上記の理由から、本税制特例措置については、税込減を是認するに足る効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 23）
		②: 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 船齢 40 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る）を取得した場合、譲渡益の 80%圧縮記帳を可能とする特例措置。	
		《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日（所得税は令和 5 年 12 月 31 日）までとする。	
		《関係条項》 ・ 租税特別措置法 第 37 条、第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 9 ・ 租税特別措置法施行令 第 25 条、第 25 条の 2、第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7	
5	担当部局	国土交通省港湾局技術企画課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 4 年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度創設 平成 29 年度延長	
8	適用又は延長期間	3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換を促進し、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。また円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和元年 6 月 27 日告示） ・ 港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。 ○成長戦略（2019 年）（令和元年 6 月 21 日閣議決定） ・ 我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、	

		<p>(中略) 国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る(後略)。</p> <p>○国土強靱化年次計画 2019(令和元年6月11日国土強靱化推進本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、(中略)等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、(中略)等、交通インフラそのものの強化を進める。 <p>○第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点施策: 国際コンテナ戦略港湾において、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策により基幹航路の維持・拡大を図る ・重点施策: (中略) 海上物流の効率化を図る ・重点施策: 大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確認
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全</p> <p>施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>〈測定指標〉</p> <p>作業船からのNOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。また、老朽化した作業船の買換が促進されることにより、円滑な港湾整備等の推進に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成26年度(実績): 9隻</p> <p>平成27年度(実績): 13隻</p> <p>平成28年度(実績): 18隻</p> <p>平成29年度(実績): 12隻</p> <p>平成30年度(実績): 11隻</p> <p>令和元年度(見込): 11隻</p> <p>令和2年度(見込): 15隻</p> <p>令和3年度(見込): 15隻</p> <p>令和4年度(見込): 15隻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度～令和4年度の実績及び見込は関係団体(8団体)へのヒアリング等による。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。 ・前回の政策評価における平成29～31年度の実績及び見込は年間

		<p>30隻であり、各年度の適用数の実績は平成29年度が12隻、平成30年度が11隻、平成31年度（令和元年度）が11隻（見込）であったが、特に作業船保有企業の90%以上を占める中小企業において、平成29年以降業況の回復が鈍い状況にある中、平均11隻で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えない。</p>
②	適用額	<p>平成26年度（実績）：576百万円 平成27年度（実績）：877百万円 平成28年度（実績）：939百万円 平成29年度（実績）：581百万円 平成30年度（実績）：818百万円 令和元年度（見込）：608百万円 令和2年度（見込）：892百万円 令和3年度（見込）：892百万円 令和4年度（見込）：892百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度～令和4年度の実績及び見込は関係団体（8団体）へのヒアリング等による。 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。 本租税特別措置は、船齢40年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定の者に偏りがあるものではない。
③	減収額	<p>平成26年度（実績）：135百万円 平成27年度（実績）：205百万円 平成28年度（実績）：220百万円 平成29年度（実績）：136百万円 平成30年度（実績）：190百万円 令和元年度（見込）：141百万円 令和2年度（見込）：207百万円 令和3年度（見込）：207百万円 令和4年度（見込）：207百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度～令和元年度は、以下のとおり算出。 適用額（実績又は見込） × 法人税率 令和2～4年度は、平成29年度～令和元年度における減収額の平均に隻数を乗じて算出。 減収額（実績及び見込）の平均 × 隻数（令和2～4年度の想定数）

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 26 年度（実績）：NOx144t 削減 平成 27 年度（実績）：NOx188t 削減 平成 28 年度（実績）：NOx211t 削減 平成 29 年度（実績）：NOx158t 削減 平成 30 年度（実績）：NOx168t 削減 令和元年度（見込）：NOx191t 削減 令和 2～4 年度（見込）：NOx700t 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度～令和元年度の実績及び見込は関係団体（8 団体）へのヒアリングによる。 ・令和 2～4 年度の削減見込量は、平成 29 年度～令和元年度の適用数、排出削減量等を踏まえたものである。 ・平成 29 年度から令和元年度までの所期目標は 3 年間で NOx 排出量 1,320t 削減であったが、実績及び見込みでは 517t の削減となる。 ・平成 29～31 年度の想定数は年間 30 隻であったが、令和 2～4 年度の想定数は年間 15 隻であるため、令和 2～4 年度までの所期目標は 3 年間で NOx 排出量 700t 削減とする。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置によって、これまで 869t の NOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた。事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、作業船買換の初期投資が大幅に増えることから環境性能が高い作業船への買換が促進されず、政策目標が達成できないこととなる。また、作業船の老朽化を原因とする事故やトラブルが解消されないことから、港湾整備及び大規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこととなる。</p>
	<p>⑤: 租税減を是認する理由等</p>	<p>本租税特別措置によって、既存作業船の買換が促進されることとなり、作業船の NOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。さらには、NOx 排出量の削減効果は将来に渡って地球環境の保全に大きく寄与する。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。以上のことは広く国民に裨益することから、租税減を是認するに足る効果が認められる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適切である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>○国庫補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用合理化支援事業者支援事業（資源エネルギー庁） <p>上記の予算上の措置の対象は、先端的な省エネルギー設備（市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの）の導入であって、技術の先端性等が認められる一部の設備に限って補助されるものである。</p>

		<p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）による NOx 排出規制</p> <p>上記の規制は、I M Oにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx 規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制による NOx 環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が 90%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうした NOx 排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必要な施策であり、目的を異にするものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月（国交 29）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義 (国税 24)、所得税:外	
		②: 上記以外の税目		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。		
		《要望の内容》 現時点で指定されている騒音障害区域(騒防法に規定する第2種区域及び特騒法に規定する航空機騒音障害防止特別地区)については圧縮割合を引き下げ(80%⇒70%)、令和2年度以降に新たに指定される区域の圧縮率については現行通り(80%)としたうえで、特例措置の期限を3年間延長する。		
		《関係条項》 租税特別措置法 第65条の7第2号イ・ロ、第65条の8、 第65条の9、第68条の79、第68条の80 (所得税 第37条第2号イ・ロ、第37条の4)		
5	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部空港業務課、首都圏空港課		
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度		
7	創設年度及び改正経緯	昭和44年度	創設(6年間)	平成8年度 5年間延長
		昭和50年度	5年間延長	平成13年度 5年間延長
		昭和55年度	5年間延長	平成18年度 5年間延長
		昭和60年度	5年間延長	平成23年度 3年間延長
		平成元年度	1年間延長	平成26年度 3年間延長
		平成3年度	5年間延長	平成29年度 3年間延長
8	適用又は延長期間	(法人税)3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日) (所得税)3年間(令和3年1月1日～令和5年12月31日)		
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠		
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号)		

		<p>(移転の補償等)</p> <p>第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号)</p> <p>(移転の補償等)</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。</p> <p><測定指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港以外の特定飛行場 飛行場周辺に残存する移転対象約1110件(うち、法人約420件)の移転をできる限り促進する。 ・成田国際空港

			<p>成田国際空港周辺に残存する移転対象約 230 件(うち、法人約 30 件)の移転をできる限り促進するとともに、今後、「成田空港の更なる機能強化」で騒音対策区域の拡大を予定しており、移転対象が大幅に増加することから、新規移転対象の移転をできる限り促進する。</p> <p>※特定飛行場とは、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、成田国際空港の14空港のこと</p> <p>騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買い入れ等の補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるため、移転補償に基づく本特例措置の目標達成時期を示すことも同様に困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 28 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>平成 29 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>平成 30 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>令和元年度見通し:</td><td>2 件</td></tr> <tr><td>令和2年度見込み:</td><td>1 件</td></tr> <tr><td>令和3年度見込み:</td><td>1 件</td></tr> <tr><td>令和4年度見込み:</td><td>1 件</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 28 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>平成 29 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>平成 30 年度:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>令和元年度見通し:</td><td>0 件</td></tr> <tr><td>令和2年度見込み:</td><td>1 件</td></tr> <tr><td>令和3年度見込み:</td><td>10 件</td></tr> <tr><td>令和4年度見込み:</td><td>10 件</td></tr> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p> <p>適用数が前回評価時の見込みよりも僅少ではあるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績がありま</p>	平成 28 年度:	0 件	平成 29 年度:	0 件	平成 30 年度:	0 件	令和元年度見通し:	2 件	令和2年度見込み:	1 件	令和3年度見込み:	1 件	令和4年度見込み:	1 件	平成 28 年度:	0 件	平成 29 年度:	0 件	平成 30 年度:	0 件	令和元年度見通し:	0 件	令和2年度見込み:	1 件	令和3年度見込み:	10 件	令和4年度見込み:	10 件
平成 28 年度:	0 件																														
平成 29 年度:	0 件																														
平成 30 年度:	0 件																														
令和元年度見通し:	2 件																														
令和2年度見込み:	1 件																														
令和3年度見込み:	1 件																														
令和4年度見込み:	1 件																														
平成 28 年度:	0 件																														
平成 29 年度:	0 件																														
平成 30 年度:	0 件																														
令和元年度見通し:	0 件																														
令和2年度見込み:	1 件																														
令和3年度見込み:	10 件																														
令和4年度見込み:	10 件																														

		<p>す。</p> <p>航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転補償事業の実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理など区域外の土地等の買入れを伴わないものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなっているが、現在、成田国際空港以外の特定飛行場周辺においては、平成30年度に本社移転により申請した法人(2件)が、本特例措置を適用するために手続きを進めています。</p> <p>このように、成田国際空港以外の特定飛行場周辺に残存する移転対象約1110件、成田国際空港周辺に残存する移転対象約230件の残りの移転対象の中には、本特例措置によって、航空機騒音障害区域外への移転を希望する者が、相当数残存しているものと見込まれることから、区域外への移転を促進する効果がある、本特例措置は引き続き必要である。</p> <p>また今後、成田空港の第3滑走路の整備等に伴い、航空機騒音障害区域が広がり、本特例措置の対象となる法人等を110件と見込んでおり、一定数は本特例措置の適用が見込まれており、引き続き本特例措置の延長が不可欠であります。</p>																												
	② 適用額	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>平成28年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度見通し:</td><td>434百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度見込み:</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度見込み:</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見込み:</td><td>217百万円</td></tr> </table> <p>(成田国際空港)</p> <table border="0"> <tr><td>平成28年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度見通し:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度見込み:</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度見込み:</td><td>2,170百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度見込み:</td><td>2,170百万円</td></tr> </table> <p>算定根拠については別紙参照</p> <p>対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p>	平成28年度:	一百万円	平成29年度:	一百万円	平成30年度:	一百万円	令和元年度見通し:	434百万円	令和2年度見込み:	217百万円	令和3年度見込み:	217百万円	令和4年度見込み:	217百万円	平成28年度:	一百万円	平成29年度:	一百万円	平成30年度:	一百万円	令和元年度見通し:	一百万円	令和2年度見込み:	217百万円	令和3年度見込み:	2,170百万円	令和4年度見込み:	2,170百万円
平成28年度:	一百万円																													
平成29年度:	一百万円																													
平成30年度:	一百万円																													
令和元年度見通し:	434百万円																													
令和2年度見込み:	217百万円																													
令和3年度見込み:	217百万円																													
令和4年度見込み:	217百万円																													
平成28年度:	一百万円																													
平成29年度:	一百万円																													
平成30年度:	一百万円																													
令和元年度見通し:	一百万円																													
令和2年度見込み:	217百万円																													
令和3年度見込み:	2,170百万円																													
令和4年度見込み:	2,170百万円																													
	③ 減収額	<p>(特定飛行場)</p> <table border="0"> <tr><td>平成28年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度:</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度見通し:</td><td>100百万円</td></tr> </table>	平成28年度:	一百万円	平成29年度:	一百万円	平成30年度:	一百万円	令和元年度見通し:	100百万円																				
平成28年度:	一百万円																													
平成29年度:	一百万円																													
平成30年度:	一百万円																													
令和元年度見通し:	100百万円																													

		<p>令和2年度見込み： 50 百万円 令和3年度見込み： 50 百万円 令和4年度見込み： 50 百万円</p> <p>(成田国際空港)</p> <p>平成 28 年度： ー百万円 平成 29 年度： ー百万円 平成 30 年度： ー百万円 令和元年度見通し： ー百万円 令和2年度見込み： 50 百万円 令和3年度見込み： 500 百万円 令和4年度見込み： 500 百万円</p> <p>算定根拠については別紙参照</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 28 年度から平成 30 年度において、特定飛行場で契約件数 33 件、成田国際空港で契約件数 26 件の移転補償事業を実施。移転補償事業のほとんどは、土地の買い入れによるものであるが、移転区域外への土地買い入れによる移転希望者への本特例措置とあいまって、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)には、未だ移転対象となる居住者が多数残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が促進されるが、9③にて記載した通り、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>《租税減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定</p>

		<p>されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の施策手段はない
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (国交 28)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>対象者は、大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けている事業に関して、収用等に伴い区分地上権等が設定される場合の設定対価を受け取る土地等の所有者。</p> <p>特例の内容として、大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業に係る区分地上権等の設定対価の所得区分の判定方法の変更が行われ、より補償対価として見なされる範囲が広がったものである。なお、補償対価と見なされる場合、租税特別措置法第33条の4に規定のある「収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除」を受けることが可能となる。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>所得税法施行令第79条第1項、所得税法施行規則19条の2第3項、法人税法施行令第138条、法人税法施行規則第27条の21</p>
4	担当部局		土地・建設産業局 総務課 公共用地室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度から平成30年度まで
6	創設年度及び改正経緯		平成27年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大深度地下を使用する公益性のある公共事業の用地取得の円滑化・迅速化を図り、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施を促進する。</p> <p>具体には、大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた東京外かく環状道(関越～東名)について、平成30年度までに、地上部(買収部分を除く)から大深度(40m以深)に到達するまでの区間内における土地等の権原(1,372件※個人含む)の取得を完了する。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づく「第3次社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)」のプログラム4(広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す)及び「国土交通省重点政策」の3. 国際競争力強化などによる経済の活性化((1)国際競争力強化のための基盤・環境整備)において、大都市圏環状道路等の整備やリニア中央新幹線の着実な整備が掲げられている(当該整備の大前提として、円滑な用地取得を進めることが不可欠)。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進するに包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>＜測定指標＞</p> <p>大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた公共事業について、平成30年度までに、地上部（買収部分を除く）から大深度（40m以深）に到達するまでの区間内における土地等の権原の取得を完了させる。具体には、東京外かく環状道事業（関越～東名）における本特例を受けることが可能な土地等の所有者数1,372名（※個人含む）について、平成30年度までに土地等の取得を完了させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公共事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施が図られる。</p>
9	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成27年度 20件（240件） 平成28年度 18件（545件） 平成29年度 3件（261件） 平成30年度 1件（80件） ※法人のみ。括弧書きは個人含む。</p> <p>②: 適用額</p> <p>平成27年度 269百万円（1,522百万円） 平成28年度 166百万円（2,730百万円） 平成29年度 43百万円（804百万円） 平成30年度 2百万円（449百万円） ※法人のみ。括弧書きは個人含む。</p> <p>③: 減収額</p> <p>平成27年度 63百万円（65百万円） 平成28年度 39百万円（44百万円） 平成29年度 10百万円（11百万円） 平成30年度 1百万円（2百万円） ※法人のみ。括弧書きは個人含む。</p> <p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>東京外かく環状道（関越～東名） 本特例を受けることが可能な土地等の所有者数 1,372名（法人 53名、個人 1,319名） 平成30年度までに収用証明書を発行した土地等の所有者数 1,126名（法人 42名、個人 1,084名） 達成状況 約79%</p> <p>土地等の権原の取得の手続では、土地の測量、土地等の所有者の特定等の作業を行った後、補償額の算定や、土地等の所有者への説明を行うため、時間を要する。</p> <p>区分地上権等設定の進捗率について、平成26年8月の事前評価時点では0%だったものが、平成27年度から平成30年度で約80%となっており、効果があったものと言える。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p>

			<p>土地等の所有者は、民間への土地の売却であれば売却価格の交渉が可能であるが、公共事業の用に供する場合は算定された補償金額について交渉する余地はないなど心理的にディスインセンティブな要素が多い。</p> <p>本特例によって、土地等の所有者に対して、区分地上権等の設定について心理的なインセンティブを与えていると考えられる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置によって、譲渡所得の税額計算において、区分地上権等の設定対価補償金の控除(5,000万円)の適用幅が広がることにより、事業実施者による公共事業用地の買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例は、用地の円滑な取得することが目的であり、土地等の所有者に対して、区分地上権等の設定について心理的なインセンティブを与える必要がある。土地等の所有者という特定の者に対しての措置として、租税特別措置によることが適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第33条第3項第2号、64条、68条の70)</p> <p>※上記支援措置は、主に買収部分(譲渡所得とみなされる区分地上権の設定を含む。)に適用される措置であり、本特例は、従前譲渡所得とみなされなかった区分地上権等設定部分に対するものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、主に都心部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効率的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>土地等の権原の取得の手続では、土地の測量、土地等の所有者の特定等の作業を行った後、補償額の算定や、土地等の所有者への説明を行うため、時間を要する。</p> <p>区分地上権等設定の進捗率について、平成26年8月の事前評価時点では0%だったものが、平成27年度から平成30年度で約80%となっており、効果があったものと言える。本特例の効果は発現されている状況であり、可及的速やかに目標を達成するため継続が必要であると考えられるものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価:平成26年8月28日

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置(全体)の内容 民間都市開発推進機構の行う民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する業務(以下「参加業務」という。)に伴う不動産販売業、不動産貸付業について法人税に規定する収益事業から除外されている。 ・拡充の内容 地方都市の生活機能の立地誘導に資する事業の支援強化のため、参加業務について、以下のとおり拡充したため、その特例措置の拡充を行ったもの。 ・民間都市開発推進機構による金融支援限度額の算定対象となる施設を追加(市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設) <p>《関係条項》 法人税法第2条第1項第13号、令5条第1項第2号・第5号</p>
4	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成26年度～平成30年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和62年 参加業務(不動産販売業・不動産貸付業)を収益事業から除外 平成27年 参加業務の拡充に伴い、特別措置を拡充
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的なアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予測され、拡大した市街地に住民が点在して居住することとなり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。 こうした中、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)におい</p>

		<p>て、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組み合わせによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p><測定指標>(平成26年度及び平成27年度)※ 「都市機能集積率」を前年度比+0%以上を目標とする</p> <p><測定指標>(現行)※</p> <p>① 「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数」(参考指標 62)が令和2年度時点で評価対象都市の2/3を目標とする</p> <p>② 「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」(参考指標 63)が令和2年度時点で評価対象都市の2/3を目標とする</p> <p>両指標ともに、令和2年度時点で評価対象都市の2/3を目標としているところ、平成30年度の実績については、前者は約66%と概ね目標を達成しており、後者は約70%と目標を達成している。</p> <p>※「業績指標 102 都市機能集積率」は他に類似している指標が存在する等の理由から平成28年度より算出を取りやめており、現在は、「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数」(参考指標 62)、「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」(参考指標 63)を用いることとされている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による参加業務が円滑に進められ、公共施設等の計画的な配置の推進等を行うことにより、都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能を拡散に歯止めをかける目標が実現されることで人口密度の維持、効率的なアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等が推進され、もって都市再興が実現される。</p>

9	有効性等	① 適用数	<p>平成 26 年度: 1 件 平成 27 年度: 1 件 平成 28 年度: 1 件 平成 29 年度: 1 件 平成 30 年度: 1 件</p> <p>* 適用事業者: 民間都市開発推進機構</p>
		② 適用額	<p>適用額(参加業務全体について算出) 平成 26 年度: 81 百万円 平成 27 年度: 9 百万円 平成 28 年度: 24 百万円 平成 29 年度: 1 百万円 平成 30 年度: 4 百万円</p> <p>* 前回評価時の期間(平成 23 年度~25 年度)は、リーマンショック後の経済危機対応(参加業務)による収入増により適応額は増加した。そのため、前回評価時に比して今回評価の適用額実績は減少している。</p>
		③ 減収額	<p>減収額(参加業務について推計)</p> <p>平成 26 年度: 法人税 18.7 百万円 法人住民税 2.4 百万円 法人事業税 5.4 百万円</p> <p>平成 27 年度: 法人税 2.1 百万円 法人住民税 0.3 百万円 法人事業税 0.6 百万円</p> <p>平成 28 年度: 法人税 5.6 百万円 法人住民税 0.7 百万円 法人事業税 1.6 百万円</p> <p>平成 29 年度: 法人税 0.2 百万円 法人住民税 0.003 百万円 法人事業税 0.1 百万円</p> <p>平成 30 年度: 法人税 0.9 百万円 法人住民税 0.1 百万円 法人事業税 0.3 百万円</p> <p>* 適用額に税率を乗じることで減収額を推計 法人税: 適用額 × 法人税率 《法人税率》 平成 26 年度 0.255 平成 27 年度 0.239 平成 28 年度 0.234 平成 29 年度 0.234 平成 30 年度 0.232 法人住民税: 法人税額 × 法人住民税率(0.129) 法人事業税: 適用額 × 法人事業税率(0.098)</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象 平成 26 年度～平成 30 年度)</p> <p>政策目的の達成状況は以下の通り (1) 都市機能集積率 対前年度比+0%以上 (平成 25 年度 : 約4%) 平成 26 年度 : 約4%(+0%) 平成 27 年度 : 約4%(+0%)</p> <p>なお、「業績指標 102 都市機能集積率」は他に類似している指標が存在する等の理由から平成 28 年度より算出を取りやめており、現在は、「参考指標 62 立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数」、「参考指標 63 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」を用いることとされている。</p> <p>(2) ・「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数」 ・「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」</p> <p>両指標ともに、令和2年度時点で評価対象都市の2/3を目標としているところ、平成 30 年度の実績については、前者は約66%と概ね目標を達成しており、後者は約70%と目標を達成している。 ・「立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数」 ＝63 都市/100 都市(平成 29 年度時点) 92 都市/139 都市(平成 30 年度時点。*速報値) ・「市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数」 ＝44 都市/65 都市(平成 29 年度時点) 83 都市/118 都市(平成 30 年度時点。*速報値)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 民間都市開発推進機構の参加業務(民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定)では、誘導施設を含む事業の立ち上げ支援を行うことが可能であり、都市機能の計画的な配置を推進し、結果として業績指標の達成に寄与する。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、一定の減収は見込まれるが、一方、長期安定的な資金供給という機構の本来業務の遂行上必要となる収益基盤を損なうことなく、参加業務により支援を受けて行われる都市開発事業によって整備される公共施設等により、都市機能の計画的な配置が推進される。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、公共・公益性の高い都市機能を整備する事業に対して参加業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、都市機能の計画的な配置等を推進するという政策目的のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	参加業務の実施に当たっては、予算制度が存在するが、これは優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うための資金調達を支援するためのものである。一方、本特例措置は金融支援の実施にかかるコストを軽減することにより、円滑な支援を実施するためのものであるため、明確に役割分担されている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、市町村が誘導すべき都市機能と定めた施設の整備を対象にする参加業務に関するものである。地方税に係る特例を講じることを通じて、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
11	有識者の見解	—	
12	評価結果の反映の方向性	民間都市開発推進機構は、良好な市街地の形成と都市機能の増進等が見込まれる民間都市開発事業を金融面で支援しており、本特例措置により参加業務の円滑化が図られることに繋がり、政策目的の達成に引き続き寄与するとことから、本特例措置を存続させるべきである。	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価：平成 26 年 8 月	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
2	① 政策評価の対象税目	法人税: 義
	② 上記以外の税目	
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>関西国際空港土地保有会社(以下「土地保有会社」)が、関西国際空港の空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を準備金として積み立てたときは、所得の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>① 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額</p> <p>イ 空港用地の取得価額の10%相当額</p> <p>ロ 土地保有会社所得金額のうち、土地保有会社所得金額と新関西国際空港会社所得金額の合計金額の20%相当額を超える金額</p> <p>② 空港用地整備債務の額から、前事業年度から繰り越された準備金の額を控除した額</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の7</p>
4	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和元年8月</p> <p>分析対象期間: 平成28年度～平成30年度</p>
6	創設年度及び改正経緯	<p>昭和59年度: 関西国際空港整備準備金制度の創設</p> <p>平成8年度: 積立対象拡充(二期島造成費用を追加)</p> <p>平成24年度: 対象を土地保有会社に改正</p>
7	適用期間	空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の完了が予定されている令和42年3月31日まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本重点整備計画(平成27年8月14日閣議決定)(抜粋) 関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。 ・国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)(抜粋) 関西国際空港の国際拠点空港としての再生、強化、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。 ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年5月25日公布)(抜粋) 第1条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的か

		<p>つ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社(以下「新関西空会社」)の事業の適正な運営を確保するための必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>・新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋) ※内容は別紙「成長戦略実行計画(行程表)」を参照</p>	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化するに包含</p>	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和 42 年 3 月 31 日までに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を図り、債務残高を 0 とする。 《当該目標の測定指標》 土地保有会社の債務残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を可能にする。 これにより、土地保有会社の経営の安定性が確保され、空港の運営基盤が確保されることで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。</p>	
9	有効性等	①: 適用数	<p>平成 28 年度: 1 件 平成 29 年度: 1 件 平成 30 年度: 1 件</p> <p>事前評価時(H23 年度)の所期の想定では、適用数は 1 件程度と予測していたところ、直近3年間でそれぞれ 1 件の適用があり、想定外に僅少ではない。</p>
		②: 適用額	<p>平成 28 年度: 32.7 億円 平成 29 年度: 83.0 億円 平成 30 年度: 116.6 億円</p> <p>※事業者への聞き取り結果。</p>
		③: 減収額	<p>平成 28 年度: 7.7 億円 (損金算入額 32.7 億円 × 法人税率 23.4% = 7.7 億円)</p> <p>平成 29 年度: 19.4 億円 (損金算入額 83.0 億円 × 法人税率 23.4% = 19.4 億円)</p>

			平成 30 年度:27.1 億円 (損金算入額 116.6 億円×法人税率 23.2%=27.1 億円)
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務が確実に返済されており、土地保有会社の経営の安定性が確保され、空港の運営基盤が確保されることを通じ、関西国際空港の首都圏空港と並ぶ国際拠点空港としての再生・強化について着実に進展している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 土地保有会社の債務残高(新関空会社借入れ分を除く) 平成 24 年度:7,364 億円 平成 25 年度:6,494 億円 平成 26 年度:5,509 億円 平成 27 年度:4,794 億円 平成 28 年度:4,293 億円 平成 29 年度:3,699 億円 平成 30 年度:3,275 億円
		⑤: 税収減を是認する理由等	関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、同空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化のための将来の整備支出に備えることが可能となることから、本措置による税収減を是認する効果を有するものである。 なお、本措置は課税の繰延べであり後年度益金に算入されるため、期間全体を通せば減収とはならない。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、国の支援や新たな借入れ等に依らずに将来の整備支出の需要に備えるとともに、債務の確実な返済を可能としており、政策手段として妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		前回の事後評価時の政策目的のうち、早期のコンセッション実現については、目的を達成しているが、残りの政策目的である、「関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化」については、債務残高0の達成目標が達成されておらず、引き続き取り組みが必要な措置である。 本措置は、空港用地の整備に要した費用に係る債務を早期かつ確実に返済しつつ、将来の空港機能の再生・強化のための整備支出に備えることを可能にし、関西国際空港が首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として発展するために不可欠なものであるから、引き続き存続すべき制

		度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 7 月

Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～①

